

事業概要



令和3年12月

嶺南振興局二州健康福祉センター

目 次

1 管内の状況	1
2 沿革	1
3 組織機構	2
4 課別職種別職員配置表	2
5 各課(室)別主たる業務内容	3
6 各課別事業内容		
I 地域支援室	6
II 福祉課	12
III 地域保健課	19
IV 生活衛生課	49
V 環境廃棄物対策課	59
VI 衛生検査課	65

1 管内の状況

二州健康福祉センターは、平成12年4月1日付けの機構改革によって、嶺南振興局敦賀保健所と嶺南振興局若狭福祉事務所の敦賀市、美浜町および若狭町（旧三方町）の業務が統合され、「嶺南振興局二州健康福祉センター」として発足した。

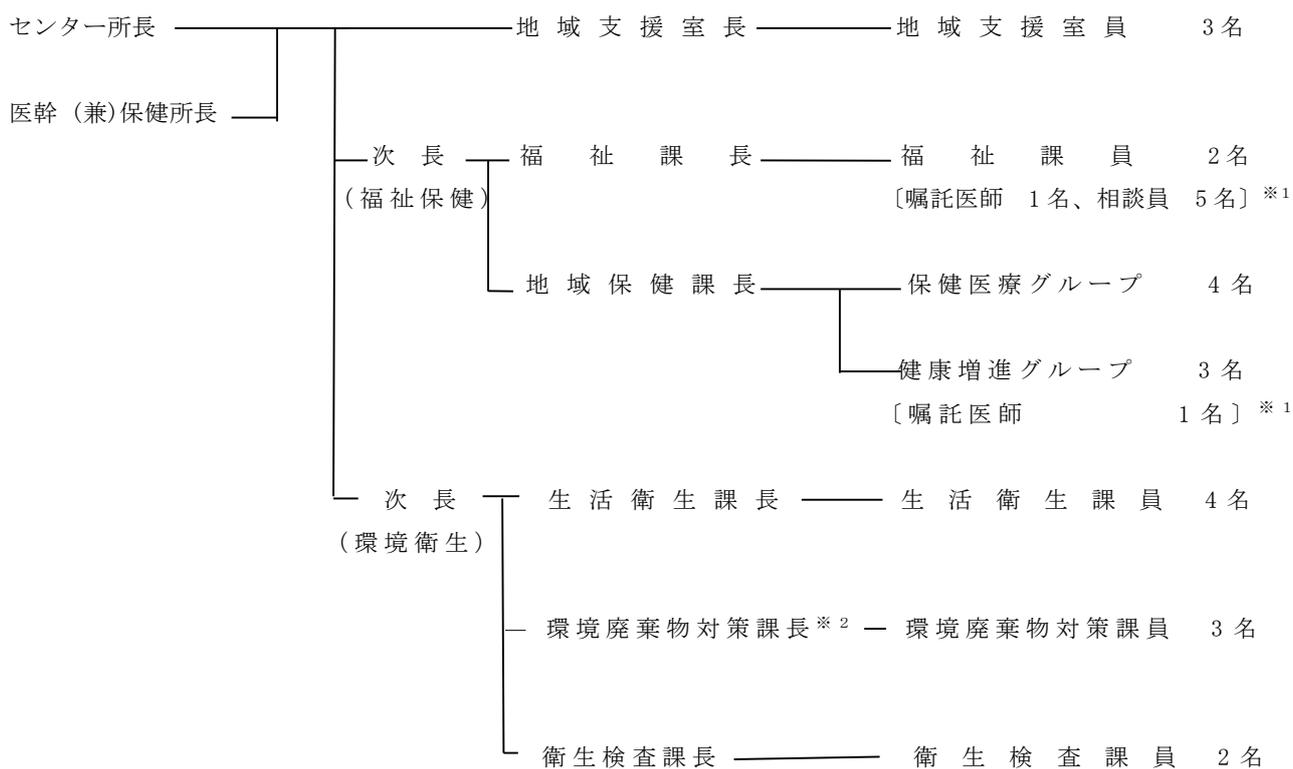
なお、検査業務は、若狭健康福祉センター管内の業務も担当している。

2 沿革

昭和19年2月	敦賀保健所として敦賀市津内開町に開設し、敦賀市、敦賀郡、三方郡を管轄
昭和19年10月	三方保健所(美浜町河原市)が新設され敦賀保健所から独立し、三方郡を管轄
昭和23年4月	性病診療所が併設され、業態者および一般検診治療を行うB級保健所として指定
昭和27年4月	新庁舎増築により、母子診療室、試験検査室、統計展示室、所長室等の拡充整備
昭和27年9月	優生保護相談所を開設
昭和29年3月	野犬焼却場を設置し、犬魂碑を建立
昭和31年2月	機構改革により、三方保健所を統合し、同時に敦賀保健所三方出張所(昭和40年4月支所に変更)として発足
昭和34年3月	性病診療所を閉鎖
昭和36年11月	成人病相談所を併設
昭和37年4月	R4型保健所に格付け
昭和38年11月	野犬処理場を移転
昭和45年4月	新庁舎(現在地)が完成
昭和47年4月	検査課を設置
昭和47年10月	三方支所を廃止
昭和49年10月	検査課を拡充し、別館に車庫、栄養室を増築
平成7年3月	動物管理所を設置し、業務を開始
平成8年4月	機構改革により嶺南振興局敦賀保健所に改称
平成8年9月	優生保護相談所を廃止
平成10年4月	機構改革により福祉保健推進室を設置し、業務を開始 臨床検査業務を集中化し、業務を開始
平成12年4月	機構改革により若狭福祉事務所の敦賀市、三方町、美浜町に関する業務を統合し、嶺南振興局二州健康福祉センターが発足。地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課、衛生検査課の1室4課で業務を開始
平成12年10月	環境衛生課を廃止し、生活衛生課および環境廃棄物対策課を設置
平成18年12月	庁舎改築工事(耐震補強工事)完成
平成20年3月	動物収容施設移転改築工事完成
平成22年4月	組織改正により健康増進課を廃止し、地域保健課を設置 地域保健課内に保健医療グループと健康増進グループを設置
平成30年4月	敷地内に福井県動物管理指導センター嶺南支所が設置され、犬および猫の保護、引取りならびに苦情、相談対応などの動物愛護管理業務の一部を外部委託開始

3 組織機構

令和3年10月1日現在



※1 〔 〕は、兼務・嘱託で外数

※2 次長（環境衛生）が事務取扱

4 課別職種別職員配置表

令和3年10月1日現在

課室名 \ 職種	医	嘱託	獣	薬	保	栄	診	検	化	福	事	相	合
	師	師	師	師	師	士	療放射線	査技師	学	祉・心理	務	談員等	
地域支援室	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	4	—	6
福祉課	—	— (1)	—	—	—	—	—	—	—	1	2	— (5)	3 (6)
地域保健課	—	— (1)	—	—	7	1	1	—	—	—	—	—	9 (1)
生活衛生課	—	—	1	2	—	—	—	1	—	—	1	—	5
環境廃棄物対策課	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	1	—	4
衛生検査課	—	—	—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	3
合計	1	— (2)	1	4	7	1	1	2	4	1	8	— (5)	30 (7)

地域支援室に所長および医幹、地域保健課に次長（福祉保健）、環境廃棄物対策課に次長（環境衛生）含む。

（ ）内は兼務・嘱託で外数。

5 各課（室）別主たる業務内容

I 地域支援室の主たる業務

- 1 庶務、会計、財産管理等総務関係業務に関する事。
- 2 医務関係法令の施行に関する事。
- 3 薬事関係法令の施行に関する事。
- 4 覚醒剤、毒物劇物、大麻、あへん法等の施行に関する事。
- 5 原爆被爆者の援護に関する事。
- 6 臓器移植、骨髄移植、献血に関する事。

II 福祉課の主たる業務内容

- 1 身体障がい者、知的障がい者福祉に関する事。
- 2 老人福祉（高齢者百歳祝状伝達等）に関する事。
- 3 児童福祉、母子・父子・寡婦福祉、女性福祉、家庭児童福祉に関する事。
- 4 市町行政事務監査に関する事。（老人・児童・障がい者）
- 5 生活保護法による保護の決定および実施に関する事。
- 6 生活困窮者自立支援法による生活困窮者への支援に関する事。
- 7 民生委員・児童委員に関する事。
- 8 その他（行旅病人・行旅死亡人の取扱い、福祉のまちづくり条例）

III 地域保健課の主たる業務内容

- 1 健康危機管理対策に関する事。
- 2 結核予防に関する事。
 - ・結核患者の訪問・相談指導に関する事。
 - ・結核に関する健康診断、精密検診
- 3 感染症対策に関する事。
 - ・感染症予防法に関する事。
 - ・感染症発生時調査に関する事。
 - ・エイズ及び肝炎の予防事業に関する事。
 - ・肝炎医療に関する事
- 4 母子保健に関する事。
 - ・母子保健法、母体保護法に関する事。
 - ・母子保健福祉事業に関する事。
 - ・母子医療（小慢）に関する事。
 - ・障がい児等の訪問・相談指導に関する事。
 - ・特定不妊治療費助成事業に関する事。
- 5 精神保健福祉に関する事。
 - ・精神保健福祉法に関する事。
 - ・自殺予防対策に関する事
- 6 特定疾患に関する事。
 - ・難病対策事業に関する事。
 - ・特定医療費（指定難病）に関する事。
- 7 栄養指導に関する事。
 - ・栄養士法に関する事。
 - ・専門的栄養指導に関する事。
 - ・健康づくり事業に関する事。

- 8 成人・老人保健に関すること。
 - ・健康増進事業に関すること。
 - ・がん予防推進事業に関すること。
 - ・地域保健職域連携に関すること
- 9 地域保健・福祉・環境関係職員の研修に関すること。
- 10 市町支援に関すること。
- 11 学生の実習に関すること。
- 12 福井県医療計画に関すること。
- 13 保健衛生、人口動態、社会福祉各種統計事務に関すること。

IV 生活衛生課の主たる業務

- 1 食品衛生に関すること。
 - ・食品衛生法、福井県食品衛生条例等の施行に関すること。
 - ・調理師法、製菓衛生師法等の施行に関すること。
 - ・福井県ふぐの処理に関する条例の施行に関すること。
 - ・と畜場法等の施行に関すること。
- 2 動物の愛護および管理に関すること。
 - ・動物の愛護及び管理に関する法律および福井県動物愛護および管理に関する条例の施行に関すること（平成30年度より一部外部へ委託）。
 - ・狂犬病予防法の施行に関すること。
 - ・徘徊犬の捕獲および飼い犬の指導業務に関すること（平成30年度より外部へ委託）。
 - ・犬および猫の引取り業務等に関すること（平成30年度より外部へ委託）。
- 3 生活衛生に関すること。
 - ・理容師法および美容師法の施行に関すること。
 - ・旅館業法の施行に関すること。
 - ・公衆浴場法の施行に関すること。
 - ・クリーニング業法の施行に関すること。
 - ・興行場法の施行に関すること。
 - ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
 - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。
 - ・墓地・埋葬等に関する法律の施行に関すること。
 - ・温泉法の施行に関すること。
 - ・水道法の施行に関すること。
 - ・浄化槽法の施行に関すること。
 - ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。
 - ・ねずみおよび衛生害虫の駆除に関すること。

V 環境廃棄物対策課の主たる業務

- 1 廃棄物適正処理対策
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること。
 - ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること。
 - ・廃棄物の苦情に関すること。
 - ・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の施行に関すること。
 - ・使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること。
 - ・民間廃棄物最終処分場対策事業に関すること。

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関すること。

2 環境保全対策

- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関すること。
- ・不正軽油製造未然防止対策に関すること。
- ・化製場法等に関する法律の施行に関すること。
- ・土壌汚染対策法の施行に関すること。
- ・ダイオキシン類特別措置法の施行に関すること。
- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、福井県公害防止条例の施行に関すること。
- ・福井県アスベスト条例の施行に関すること。
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関すること。

VI 衛生検査課の主たる業務

- 1 食品衛生の理化学検査および細菌検査に関すること。
- 2 環境衛生の理化学検査および細菌検査に関すること。
- 3 臨床検査に関すること。
- 4 苦情処理検査に関すること。

I 地域支援室

1. 医務

(1) 医療施設の状況

管内には、公的医療機関として、独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院のほか、診療所として敦賀市5か所、若狭町1か所、美浜町2か所がある。

救急指定病院としては、独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院、泉ヶ丘病院の3か所が指定されている。

(2) 病院等立入検査

医療法第25条第1項の規定に基づき、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として、定期的に立入検査を実施している。

(病院：1回/年、有床診療所：1回/3年、無床診療所・歯科診療所：1回/5年)

また、新規開設や構造設備の変更等に伴い、随時立入検査を行っている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、定期的に行っている立入検査は、病院のみを対象に書面審査により実施した。

(3) 原爆被爆者の健康診断実施状況

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条に基づき年2回被爆者一般健康診断を実施し、精密検査と希望者へのがん検診を市立敦賀病院に委託している。また、平成13年度から被爆二世健康診断事業が実施されている。

(4) 臓器移植対策

平成9年10月16日に「臓器の移植に関する法律」が施行され、脳死状態から心臓などの臓器を提供することが可能となった。提供には、原則あらかじめ書面による臓器を提供することについての本人の意思表示と家族の同意が必要であり、10月の臓器移植普及推進月間には、関係団体と街頭キャンペーンを実施し、臓器提供意志表示カードの普及啓発に努めている。

白血病など血液難病の有効な治療法として骨髄移植があり、このためには大勢の骨髄バンクドナー登録者が必要である。福井県では、健康福祉センター（保健所）での窓口登録を始め、集団登録会や移動献血並行型登録会を行い、骨髄バンクドナー登録者の確保に努めている。また、骨髄移植についての理解と協力を得るため、10月の骨髄バンク普及推進月間に関係団体と街頭キャンペーンを実施し、普及啓発に努めている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、街頭キャンペーンは中止となった。

2. 薬務

(1) 薬事関係施設、毒物劇物取扱施設の状況

薬局などの医薬品医療機器等法関係施設は管内に253施設、毒物及び劇物取締法関係施設は管内に57施設あり、いずれも敦賀市に多く集中している。通常監視指導のほか「医薬品・医療機器等一斉監視指導」、「農薬危害防止運動」等による監視指導を行い、安全性の確保に努めている。

(2) 献血実施状況

血液の安全供給および確保に努めるため、「愛の血液助け合い運動」、「はたちの献血キャンペーン」などを通じて住民に対する献血思想の普及啓発を行っている。

(3) 薬物乱用防止対策

① 薬物乱用防止キャンペーン活動

毎年、薬物乱用防止指導員、保護司会ならびに警察等薬物乱用防止活動を行っている関係団体と協力し、街頭キャンペーンを行い、チラシや絆創膏等の啓発物を配布し、薬物乱用防止の普及啓発を図っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、街頭キャンペーンは中止となった。

② 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

「新国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として、国連総会決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、薬物乱用防止指導員、ボーイスカウト、ガールスカウト等とともに街頭キャンペーンを行い、チラシや絆創膏等の配布および国連支援募金活動を実施し、薬物乱用防止の普及啓発を図っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、街頭キャンペーンは中止となった。

③ 薬物乱用防止教室への講師派遣

学校等において開催される薬物乱用防止教室へ、薬物乱用防止指導員または職員の派遣を行い、青少年による薬物乱用の未然防止と、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教室の開催はなかった。

④ 福井県薬物乱用防止指導員二州地区協議会会議

国内において大麻事犯の検挙人員が増加していること、特に若年層による大麻の乱用が深刻な問題となっていることなどを踏まえ、会員相互で薬物乱用防止対策について意見および情報を交換する場として毎年開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面により開催した。

また、毎年研修により薬物乱用防止に必要な知識を習得しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修は中止となった。

1. 医務

(1) 医療施設

			令和元年度	令和2年度			
			管内	管内	敦賀市	美浜町	若狭町(旧三方)
病院	施設数	総数	6	6	5	-	1
		一般	4	4	3	-	1
		療養	-	-	-	-	-
		精神	2	2	2	-	-
	病床数	総数	1,052	1,002	902	-	100
		一般	675	625	583	-	42
		療養	141	141	83	-	58
		精神	231	231	231	-	-
		結核	3	3	3	-	-
		感染症	2	2	2	-	-
一般診療所	施設数	総数	67	67	51	10	6
		有床	3	3	3	-	-
		無床	64	64	48	10	6
	病床数	43	43	43	-	-	
歯科診療所			27	27	23	3	1

○救急指定病院

独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院、泉ヶ丘病院

(2) 医療従事者数(2年毎調査)

	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
医師	162	162	159	155	151
歯科医師	43	44	36	40	43
薬剤師	133	136	142	144	146
保健師	55	49	55	69	73
助産師	25	32	30	33	38
看護師	763	803	860	908	980
准看護師	366	369	330	311	286
歯科衛生士	63	54	61	72	77
歯科技工士	18	15	16	15	14

(医師・歯科医師・薬剤師調査・業務従事者届、旧上中町を含む)

(3) 病院等立入検査

○病院

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延 件 数	9	14	18	19	19
新規開設に伴う使用許可申請	-	-	-	-	-
構造設備の変更に伴う使用許可件数	3	3	4	4	12

○一般診療所

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延 件 数	10	15	17	21	5
新規開設に伴う使用許可申請	-	-	-	-	-
構造設備の変更に伴う使用許可件数	-	-	-	-	-

○歯科診療所

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延 件 数	7	4	6	8	4
新規開設に伴う使用許可申請	-	-	-	-	-
構造設備の変更に伴う使用許可件数	-	-	-	-	-

(4) 原爆被爆者の健康診断実施状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
上 期	対 象 者	10名	10名	8名	6名	6名
	実 施 日	H28.7.26	H29.7.25	H30.9.4	R1.9.3	R2.9.15
	受 診 者 数	2名	1名	2名	2名	2名
下 期	対 象 者	10名	9名	7名	6名	6名
	実 施 日	H29.1.16	H30.1.16	H31.2.19	R2.2.18	R3.3.4
	受 診 者 数	2名	1名	1名	2名	2名
二 世	対 象 者	-名	1名	-名	-名	-名
	実 施 日	-	-	-	-	-
	受 診 者 数	-名	-名	-名	-名	-名
合 計	対象者(延数)	20名	20名	15名	12名	12名
	受 診 者 数	4名	2名	3名	4名	4名

(5) 骨髄バンク登録

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受 付 数	20	6	3	1	2

2. 薬務

(1) 薬事関係施設

			令和元年度	令和2年度				
			施設数	総数	施設数			監視件数
					敦賀市	美浜町	若狭町(旧三方)	
薬局			30	31	29	1	1	29
医薬品	製造業	大臣許可分	-	-	-	-	-	-
		知事許可分	3	3	2	1	-	1
		薬局製造販売医薬品	4	4	4	-	-	5
	製造販売業	第1種	-	-	-	-	-	-
		第2種	2	2	1	1	-	1
		薬局製造販売医薬品	4	4	4	-	-	5
	店舗販売業		23	22	17	2	3	2
	卸売販売業		10	10	9	1	-	5
	薬種商販売業		-	-	-	-	-	-
	特例販売業		-	-	-	-	-	-
配置販売業		1	1	1	-	-	-	
部外品	製造業		-	-	-	-	-	-
	製造販売業		-	-	-	-	-	-
化粧品	製造業		1	1	-	1	-	1
	製造販売業		1	1	-	1	-	1
再生医療等製品販売業			2	2	2	-	-	1
医療機器	製造業		2	2	1	1	-	-
	製造販売業		-	-	-	-	-	-
	修理業		2	2	2	-	-	-
	販売業 貸与業	高度管理医療機器	42	44	44	-	-	27
		管理医療機器	115	112	90	10	12	6
合計			242	242	207	19	16	84

※医療機器販売業については、医薬品医療機器等法施行令第49条第1項に基づくみなし扱いとなる管理医療機器販売業届出業者は除く

(2) 毒物劇物営業取締状況

		令和元年度	令和2年度				監視件数
		施設数	総数	施設数			
				敦賀市	美浜町	若狭町(旧三方)	
製 造 業		2	2	1	1	-	1
輸 入 業		1	1	-	1	-	-
販 売 業	一 般	40	43	42	1	-	20
	農 業 用	14	11	5	2	4	1
	特 定	3	2	2	-	-	-
法 22 条 に定める 業 務 上 取 扱 者	熱 処 理	-	-	-	-	-	-
	メ ッ キ	-	-	-	-	-	-
	運 送	1	1	1	-	-	-
	し ろ あ り	-	-	-	-	-	-
特 定 毒 物 使 用 者		2	2	2	-	-	-
特 定 毒 物 研 究 者		-	-	-	-	-	-
合 計		63	62	53	5	4	22

(3) 献血実施状況 (単位:人)

年度献血実数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
管内	2,882	2,876	2,651	2,702	2,375
福井県	30,076	28,175	28,910	30,275	29,112

(4) 令和2年度の主な薬物乱用防止対策活動

活動内容	実施日	参加者	人数
薬物乱用防止キャンペーン活動	中止		-名
福井県薬物乱用防止指導員二州地区協議会会議	書面開催	薬物乱用防止指導員	45名
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	中止		-名
薬物乱用防止教室	開催なし		-名

II 福祉課

1. 障がい者福祉

平成 25 年 4 月から障がい者に難病患者を含める等の改正により「障害者総合支援法」施行された。また、平成 28 年 4 月には障がいを理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現を目的とする「障害者差別解消法」が施行された。

県では、障害者基本法改正、障害者虐待防止法の成立等、近年の障がい者を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、平成 30 年 3 月に「第 6 次福井県障害者福祉計画」（2018 年度～2022 年度）を策定および「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」を制定し、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに支え合い、幸せに暮らせる共生社会の実現を目指して、様々な取り組みを行っている。

（1）障がい者の状況

当センターでは、身体障害者手帳の交付をはじめ、障害児福祉手当・特別障害者手当の給付等を行い障害者の福祉向上に努めている。

管内における令和 3 年 3 月末時点の身体障害者手帳所有者数は 4,502 人で、その内訳は、肢体不自由者が最も多く、全体の 52.1%を占めている。

（2）福祉のまちづくり

県では平成 8 年 10 月に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての人が住みよいまちづくりを推進している。また、公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場の適正利用を進めるため、平成 19 年 10 月から「ハートフル専用パーキング（身体障がい者等用駐車場）利用証制度」を実施している。

さらに、平成 24 年 6 月から、施設のバリアフリー化を一層促進するため、「福井県バリアフリー表示証制度」を実施している。

2. 児童福祉

県では、これまで平成 8 年度からの「ふくいっ子エンゼルプランー福井県子育て支援総合計画ー」をはじめとする子育て支援に関する様々な施策を実施してきた。平成 13 年度には「第二次ふくいっ子エンゼルプラン」を策定。平成 17 年からは次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく「福井県元気な子ども・子育て応援計画」、平成 22 年度からは「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画」。そして平成 27 年度からは「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」（以下「第三次計画」という。）を策定し、結婚、妊娠、出産、子育て支援のため様々な施策を実施してきた。

また、令和 2 年度からは、「福井県子ども・子育て支援計画」を策定し、結婚、出産を希望する人や、子育てをするすべての人が、ライフステージに応じた十分な支援を受け、希望を叶えることができる社会を目指すこととしている。

3. 家庭児童相談

近年、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域における連帯感や家庭の養育能力が脆弱化し、子どもの健やかな成長への影響が懸念される状況である。

このような中、平成 28 年に児童福祉関連法や母子保健法が改正され、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の取組みが開始されることになった。各市町においては「要保護児童対策地域協議会」が設置され、児童相談所、保健センター、学校、保育所、民生児童委員等との連携を密にし、児童虐待や養育環境に問題を抱える家庭の児童の保護や保護者への支援

を行っている。当センターでは家庭相談員1名を配置し、関係機関と連携し、子育てに課題を抱える保護者への支援を行っている。

4. 母子・父子・寡婦福祉

母子家庭の母については、平成15年に施行された母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法に基づき母子家庭の自立・就業に主眼を置いた生活支援や経済的支援等総合的に支援を行っている。

平成22年の「児童扶養手当法」が一部改正により父子家庭も児童扶養手当の支給対象となり、母子・父子自立支援員が行う相談支援の対象となった。当センターでは母子・父子自立支援員1名を配置し、ひとり親家庭・寡婦の生活相談に応じている。

5. 女性福祉

女性福祉については、「売春防止法」に基づく婦人保護事業として、要保護女子の保護・更生を図ること、および、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者からの暴力被害者の保護を図ることを目的として対応している。

当センターは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられており、女性相談員1名を配置し、警察、市町など関係機関と連携を図り、要保護女子や暴力被害者などの相談・支援を行っている。

6. 生活保護

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念により、生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての国民に対してその困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

当センターは美浜町・若狭町(旧三方町地区)を管轄している。世帯類型別に見ると、令和3年3月の高齢者世帯は53世帯(69.8%)で、傷病・障がい者世帯は15世帯(19.7%)と、この2つの世帯類型で全体の89.5%を占めている。

令和3年3月の被保護世帯数は76世帯(前年同月比91.6%)、被保護人員は88人(前年同月比92.6%)、保護率は5.30‰(0.36‰減)である。医療扶助人員は、令和3年3月で84人、医療扶助率は95.6%と高率となっている。これは、高齢者世帯や傷病者世帯が多く病状が長期化しているためであり、今後もこの傾向は続くものと思われる。

令和2年度の保護開始世帯は4世帯、保護廃止世帯は10世帯であった。

7. 生活困窮者自立支援

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立を促進するため、自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習・生活支援事業を行っている。

当センターの管轄区域は生活保護と同じである。令和2年度の新規相談受付件数は12件、うち就労者は4人であった。また、住居確保給付金の支給を受けた者は2人、子どもの学習教室への参加者(小中学生、高校生)は、延べ214人であった。

8. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、在宅の地域福祉向上のため、区域の身近な福祉の相談役として、関係機関と連携をとりながら相談、支援、調査等の活動を行っている。また、組織として、各市町に「民生委員・児童委員協議会」が設置され、各民生委員・児童委員活動を支えるための連絡や研修等が行われている。

1. 障がい者福祉

(1) 障がい区分別身体障害者数（身体障害者手帳所有者）

（単位：人）各年度 3.31 現在

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
視	覚	252	240	233	237	234
聴覚等	聴	394	391	394	387	384
	平	2	2	2	2	3
	小	396	393	396	389	387
音声・言語・そしゃく		43	47	51	50	54
肢体不自由	上	723	699	685	682	667
	下	1,523	1,463	1,413	1,392	1,367
	体	253	247	241	241	247
	脳原性上肢	52	53	55	53	53
	脳原性移動	13	12	12	13	13
	小	2,564	2,474	2,406	2,381	2,347
内部障がい	心	946	925	913	917	905
	腎	238	232	232	228	229
	呼吸器	89	89	92	94	100
	免疫・ぼうこう・直腸・小腸	206	195	200	207	235
	肝	6	5	8	10	11
	小	1,485	1,446	1,445	1,456	1,480
合	計	4,740	4,600	4,531	4,513	4,502

*敦賀市、美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

(2) 特別障害者手当受給者数

（単位：人）各年度 3.31 現在

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度		
					美浜町	若狭町	合計
特別障害者手当	15	14	15	12	7	6	13
障害児福祉手当	12	9	10	10	4	5	9
経過措置福祉手当	0	0	0	0	0	0	0

*美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

(3) 「福祉のまちづくり条例」特定施設の届出・適合状況

（単位：件数）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
届出数	新築	8	2	6	6	5
	増改築等	1	2	1	2	3
適合証交付数		3	1	1	3	2

*特定施設とは、官公庁施設、医療施設、社会福祉施設等の公益的施設のうち、福祉のまちづくりのための生活環境の整備を進める上で重要な施設

*適合証とは、障がい者等が安全かつ円滑に利用することができるようにするための基準（整備基準）に適合している公益的施設である旨を証する証票

*敦賀市、美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

(4) 身体障がい者等用駐車場の協力協定締結状況および利用証交付数

H19. 10. 1～R3. 3. 31

		管内計	敦賀市	美浜町	若狭町 (旧三方町地区)
設 数	協 定 施 設	33	26	2	5
	民間協力施設	53	43	4	6
利用証交付数累計		1,601	1,346	166	89

*車いす使用者用駐車場を設置している施設管理者に県と協定を結んでいただき、歩行が困難な方を対象に県が交付する利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示をする等協力いただいている。

2. 家庭児童相談

(1) 相談種別件数 (延べ件数)

種別 年度	養護相談		保 健 相 談	障がい相 談			非行相談		育成相談				そ の 他	合 計
	児 童 虐 待	そ の 他		視 聴 覚 障 が い	肢 体 不 自 由	発 達 障 が い	知 能 ・ 言 語	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性 相 談		
平成28年度		51	1			5			9			28	1	95
平成29年度	30	24				3			4			21		82
平成30年度	2	31				2						40		75
令和元年度	3	56				5			2	13		6	9	94
令和2年度	4	13							1		7	3	12	40

(2) 相談年齢別件数 (延べ件数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
3歳児未満	23	22	16	15	5
3歳以上未就学児	51	48	38	8	13
小学校低学年	6	4	10	23	7
小学校高学年		1	0	35	7
中学生			0	10	8
高校生その他	15	7	11	3	
合計	95	82	75	94	40

3. 母子・父子・寡婦福祉

(1) 相談受付状況（件数）

		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数
生活一般	住 宅										
	医 療										
	家 庭										
	就 職	3	3	1	8	10	1	1	1	1	1
	そ の 他	1	1								
児 童	養 育							1	1		
	教 育			1	4	4	1				
	非 行										
	就 職										
	そ の 他	1	1								
生活援助	児 童 扶 養										
	母 子	110	120	95	52	59	100	84	114	55	61
	父 子				1	1					
	寡 婦	6	6	7	5	6	7	5	7	5	5
	そ の 他	4	5	3	1	1	4	4	6		
	そ の 他										
	合 計	125	136	107	113	71	81	95	129	61	67

*美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

5. 女性福祉

(1) 経路別相談受付状況（件数）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
本 人 自 身	34	28	28	34	39
警 察 関 係	3	4	2		1
法 務 関 係	1	7	2		1
他 の 婦 人 相 談 員	12	16	11	16	12
医 療 関 係	1		5	1	3
縁 故 者 ・ 知 人	2	1		4	3
そ の 他	14	14	17	8	10
合 計	67	70	65	63	69

*敦賀市、美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

(2) 主訴別相談受付状況 (件数)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施 設 入 所						
家 庭 問 題	夫 等 の 暴 力	54	61	48	55	62
	そ の 他	11	5	16	3	4
経 済 問 題						
職 業 問 題						
結 婚 問 題						
住 宅 問 題						
性 の 問 題						
そ の 他		2	4	1	5	3
合 計		67	70	65	63	69

*敦賀市、美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

6. 生活保護

(1) 生活保護状況

各年度 3 月現在

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
人 口	(A)	17,616	17,383	18,102	16,784	16,599	
被保護世帯数		84	82	76	83	76	
被保護人員	(B)	106	101	101	95	88	
保 護 率	B/A (%)	5.97	5.81	5.58	5.66	5.30	
生活扶助人員		87	83	92	77	72	
医 療 扶 助 人 員	総 数	(C)	92	89	89	91	84
	入 院	精 神	2	2	2	0	1
		そ の 他	3	5	5	12	8
		計	5	7	7	12	9
入 院 外		85	84	82	79	75	
被保護人員のうち医療扶助人員の占める割合 C/B (%)		86.8	88.1	92.5	95.8	95.6	

*人口は各年度 10 月 1 日現在福井県推計人口

*美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

(2) 世帯類型別保護世帯数

各年度 3 月現在

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	世帯	比率	世帯	比率	世帯	比率	世帯	比率	世帯	比率
高 齢	49	58.4	50	61.0	51	63.0	56	67.5	53	69.8
母 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷 病 ・ 障 が い	27	32.1	23	28.0	20	24.7	21	25.3	15	19.7
そ の 他	8	9.5	9	11.0	10	12.3	6	7.2	8	10.5
合 計	84	100.0	82	100.0	81	100.0	83	100.0	76	100.0

*美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

7. 生活困窮者自立支援

(1) 自立相談支援状況

令和2年度

	新規相談受付件数	就労者数	増収者数	生活保護受給
美 浜 町	10	3	1	1
若狭町の旧三方町地区	2	0	0	0
合 計	12	3	1	1

(2) 学習教室参加者数

令和2年度

	小学生		中学生		高校生		合 計	
	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員
美 浜 町	40	1	87	2	17	1	144	4
若狭町の旧三方町地区	70	2	0	0	0	0	70	2
合 計	110	3	87	2	17	1	214	6

8. 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の活動状況

令和2年度

		敦賀市	美浜町	若狭町の旧三方町地区	合 計
委 員 数 (R2.3.31現在)	民生委員・児童委員	126	43	30	199
	主任児童委員	12	3	1	17
	計	138	46	31	216
活 動 状 況	在 宅 福 祉	142	8	24	174
	介 護 保 険	59	9	13	81
	健 康 ・ 保 健 医 療	48	12	18	78
	子 育 て ・ 母 子 保 健	2	3	1	6
	子 供 の 地 域 生 活	160	187	3	350
	子 供 の 教 育 ・ 学 校 生 活	36	3	14	53
	生 活 費	21	25	3	49
	年 金 ・ 保 険	14	10	0	24
	仕 事	2	12	0	14
	家 族 関 係	52	12	6	70
	住 居	37	13	10	60
	生 活 環 境	137	26	15	178
	日 常 的 な 支 援	706	154	132	992
	そ の 他	417	49	16	482
合 計	1,833	523	255	2,611	
調査・実態把握		1,289	196	1,131	2,616
行事・事業・会議への参加協力		994	428	515	1,937
地域福祉活動・自主活動		3,591	964	912	5,467
民児協運営研修		1,298	717	518	2,533
証明事務		200	75	12	287
要保護児童の発見の通告・仲介		0	2	5	7
合 計		7,372	2,382	3,093	12,847
活 動 日 数		14,151	4,018	2,583	20,752
訪 問 回 数		28,316	4,256	2,209	34,781

Ⅲ 地域保健課

1. 健康危機管理対策

健康危機とは、毒劇物、食中毒、感染症、および大気その他何らかの原因により、県民の生命と健康の安全を脅かす事態である。

このような健康危機に迅速かつ適切に対応するため、福井県において「福井県健康危機管理対応要領」を平成 17 年 5 月に策定した。さらに、県の要領に基づいて「二州健康福祉センター健康危機管理対応要領」を平成 26 年 4 月に策定した。

これらの要領に基づいて、健康危機管理体制の整備および健康危機管理に従事する人材の育成のための研修や訓練等を行っている。

特に、平成 23 年の東日本大震災以降、災害等における健康福祉センター初動体制を早期に確立することが課題となり、平成 28 年度において災害直後に参集した職員の誰もが当センターの初動対応ができるようにアクションカード（AC）を作成し所定位置に配置した。

当センターの職員を対象に、所内研修会、および、所内訓練を実施している。

また、災害発生時に現地対策本部を設置することとなっているが、当センターは敦賀市洪水避難地区に指定されていることから、大雨時等における当健康福祉センター機能の移転に伴う課題や運用に向けて協議するための検討を行っており、令和元年度には、移転候補地として敦賀合同庁舎において現地確認を実施、さらに、敦賀合同庁舎において連絡会を開催した。

その他、県地域福祉課主催の会議に参加し情報共有を行っている。

所内研修会および訓練の実施状況

	実施日	内 容
令和 2 年度	R2. 4. 10	新規採用職員・転入職員対象研修会
	R2. 6. 10	個人防護服（PPE）着脱訓練および消毒訓練（1）
	R2. 7. 7	個人防護服（PPE）着脱訓練および消毒訓練（2）

2. 感染症対策

伝染病予防法(旧)は、明治 30（1897）年の制定以来 100 年あまりを経過し、この間感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、衛生水準の向上による患者大量発生の減少、エボラ出血熱（1976 年発見）、2003 年の重症急性呼吸器症候群（SARS）、2009 年の新型インフルエンザ(豚由来 A/H1N1)等新興感染症の危機および人権意識の向上など、大きく変化した。

こうしたことを踏まえ、「伝染病予防法」、「性病予防法」、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（いわゆるエイズ予防法）」を廃止し、これらを統合した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という）が平成 11 年 4 月 1 日に施行された。

その後、病原体等の管理体制の早期確立の必要性、感染症をめぐる環境の変化、結核対策における見直しの必要性等を受け、平成 18 年に感染症法がさらに改正され、平成 19 年 4 月から施行となった。（平成 19 年 4 月から結核は 2 類感染症、腸チフス、細菌性赤痢は 3 類感染症となった。）

感染症発生時には、その拡大を防止するため、医療機関との連携のもと、迅速かつ適切に対応し、原因の追求と二次感染防止に努めている。また、今後の発生予防に向けて関係機関への研修会等を実施している。平成 29 年 11 月からは、感染症情報共有のための連絡・連携

体制を強化するために『二州地域感染症情報ネット』を稼働し、当センターから関係機関に情報発信している。

また、新型インフルエンザ対策については、平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、新たな政府行動計画とガイドラインが策定された。福井県でも平成 25 年 12 月に福井県新型インフルエンザ等対策行動計画が策定され、各健康福祉センター単位で新型インフルエンザ等地域調整会議を開催している。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 2 月に感染症法における指定感染症に位置づけられ、その後、令和 3 年 2 月に新型インフルエンザ等感染症に追加され、発生時の対応を行っている。当センターでは、新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、管内の関係機関とともに対応体制の整備等に取り組んでいる。

(1) 患者発生届出・集団発生報告状況

感染症法に基づいて、全ての医師が届出を行う感染症と指定医療機関のみが届出を行う感染症がある。届出を受けて、保健所は必要に応じて調査し、感染拡大防止のための対応を実施している。

また、施設等からは「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(H17.2.22 厚労省通知)の報告基準に基づき、保健所に相談や報告等があった場合は、直ちに状況調査を行い感染拡大防止に向けた対応を実施している。

(2) 感染症発生動向調査事業

感染症サーベイランス事業として情報収集と還元システムが構築されている。

管内の定点医療機関数はインフルエンザ 4 か所、小児科 3 か所、婦人科 1 か所、基幹病院 1 か所となっている。

(3) 『二州地域感染症情報ネット』の発信

平成 29 年 11 月から、自他施設の感染症等の健康危機情報を早期に共有し、必要な対策を適切に講じることができるよう連絡・連携体制を強化するために『二州地域感染症情報ネット』を稼働した。事前に登録された関係機関に必要時情報発信している。

(4) 感染症予防に関する普及啓発（ライフステージ別感染症教室）

各年代、各施設等に応じた感染症予防研修会や施設巡回指導（施設ラウンド）を実施し、管内医療機関の感染管理認定看護師と共に感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っている。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策の内容も含めた研修会を集合研修およびオンライン研修にて 10 回開催した。また、保育所 1 か所、高齢者施設 1 か所、児童施設 1 か所の計 3 か所の施設ラウンドも実施した。

(5) エイズ対策

毎月第 1・第 3 水曜日に相談窓口を設け、匿名・無料による抗体検査を実施している。

平成 19 年度から月 1 回、平成 28 年度から全日に迅速検査を導入した。その他、面接や電話等による相談を実施している。また、6 月の HIV 検査普及週間と、12 月の世界エイズデーにあわせて、平日夜間検査を実施している。

(6) 肝炎対策

① 肝炎相談・検査

肝炎の蔓延防止を目的に、平成13年5月からエイズ相談日に40歳以上の希望者に対し、B型肝炎・C型肝炎のウイルス検査を開始し、平成18年10月からC型肝炎ウイルス検査、平成19年4月からB型肝炎ウイルス検査について、それぞれ年齢制限が撤廃された。

毎月第1・第3水曜日にエイズ相談に併せて相談窓口を設け、匿名・無料で検査を実施している。その他、随時、面接や電話等による相談を実施している。また、6月のHIV検査普及週間と、12月の世界エイズデーにあわせて、平日夜間検査を実施している。

② 肝炎治療特別促進事業

B型およびC型肝炎は、インターフェロン治療および核酸アナログ製剤治療によって、肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかし、インターフェロン治療は月額の高額な医療費があり、核酸アナログ製剤治療は累積の医療費が高額になる。そのため、平成20年4月からインターフェロン治療への医療費助成が開始された。平成22年4月からはB型肝炎の核酸アナログ製剤治療も助成の対象となった。

平成26年9月からC型慢性肝炎、C型代償性肝硬変(Child-pugh分類A)に対するインターフェロンフリー治療(アナプレビル、ダクラタスビル)が助成対象となった。平成27年には対象が拡大され、ソホスビル、リバビリン、ハーボニー配合錠、ヴィキラックス配合錠が助成対象となった。また、平成29年11月にはマヴィレット配合錠が助成対象となった。

③ 重症化予防推進事業

県または市町が実施する肝炎ウイルス検査で発見された陽性者を早期治療につなげ、その後の受診状況をフォローアップすることでウイルス性肝炎の重症化予防を図ることを目的として、平成27年4月から陽性者のフォローアップと検査費用の助成を実施している。

④ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝がん・重度肝硬変は予後が悪いこと、また、慢性肝炎から重度肝硬変、肝がんへと進行することで長期に渡り療養を要することから、医療費が高額となる。そのため、平成30年12月よりB型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費を助成する制度が開始された。

(7) 感染症に関する連携会議の開催

① 感染症連携会議

健康福祉センターと市町等の関係機関が緊密に連携して、平時および緊急時の感染症対策を円滑に行えるよう連携会議を開催している。令和2年度は実施なし。

② 新型インフルエンザ等対策地域調整会議

医療機関や医師会、市町等の関係機関で、地域の実情に応じた検討および対策を行うために地域調整会議を開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策会議として3回実施した。

新型コロナウイルス感染症対策会議

	開催日	内 容	出席数
令和2年度	R2.10.22	内 容：1. インフルエンザ流行に向けた検査体制・医療体制について 2. 意見交換 場 所：敦賀市福祉総合センター あいあいプラザ1階 あいあいホール	42名
	R3.2.2	内 容：1. 管内の患者発生状況について 2. 各機関で検討されていること、課題等について意見交換 場 所：敦賀市福祉総合センター あいあいプラザ1階 あいあいホール	49名
	R3.3.22	内 容：1. 新型コロナウイルスワクチン接種順に関する基本的考え方 2. 意見交換 場 所：ニューサンピア敦賀 若狭の間	53名

3. 結核対策

結核は、過去に国民病と言われたが、結核対策や医学の進歩、生活環境の改善により、患者数は減少傾向にある。全国では、年間約1万7千人の患者が新規で登録されている。近年、多剤耐性結核の発生、住所不安定者や外国人などの発病、高齢者における再発などが新たな課題となっている。

(1) 結核患者登録者数

医師からの届出を受け、保健所では結核患者の登録を行う。結核登録患者について、保健師等が患者や家族等に対して訪問や面接を実施し、接触者や感染源等の感染拡大防止に関する情報収集や服薬等の指導を行っている。

(2) 結核患者地域DOTS（直接服薬確認療法）事業

結核患者の服薬管理を支援することにより治療中断を防止し治療完了に導き、ひいては結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止する目的で、平成17年度から結核患者地域DOTS事業を実施している。

平成24年4月からは全結核患者を対象とし、個別支援計画の作成・決定や患者訪問、服薬支援の実施、医療機関とのカンファレンスの実施等によるDOTS事業を実施している。

(3) 精密検査・接触者健診

結核患者と接触した者等に対しては、感染者の早期発見と感染拡大防止のために接触者健診を実施している。

また、結核治療が終了した患者に対しては、治療終了後2年間、結核の再発を早期発見するために精密検査（管理検診）を実施している。

(4) 結核定期健康診断

感染症法に基づき、市町の長、事業者の長、学校長、施設の長が実施義務者となり定期の健康診断を実施している。その健診の実施状況を把握し、受診率向上のための周知を行っている。

(5) 感染症診査協議会

平成19年4月から福井県感染症診査協議会を県内で1か所設置し、感染症患者に関する入院の勧告・措置、入院の延長に関する事項や、就業制限に関する事項、結核

患者の医療費公費負担の要否の診査等を調査審議し、人権を尊重した適切な医療が提供できるよう努めている。

4. 精神保健福祉

昭和 25 年に精神衛生法が制定され、昭和 63 年に精神保健法が成立し、平成 7 年には、精神障がい者の社会復帰等のための福祉施策の充実や、より良い精神医療の確保に向けて、精神保健福祉法が制定された。平成 11 年の精神保健福祉法の一部改正では、市町を主体とした在宅福祉施策が法定化され、平成 14 年度からは通院医療費公費負担と精神障害者保健福祉手帳の申請窓口が市町に移譲、平成 18 年 4 月から、精神障がい者に対する通院医療は、障害者自立支援法における自立支援費として位置付けされた。その後、応益負担を原則とする障害者自立支援法を廃止し、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行され、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととされた。

(1) 精神障がい者措置状況（精神保健福祉法）

精神保健福祉法第 22 条～26 条に基づく通報に対応し、精神保健指定医の診察が必要かどうかの事実調査をし、必要と判断した場合に精神保健指定医の診察を実施している。2 名の精神保健指定医による診察の結果、措置入院が必要と判断した場合は指定病院への入院措置を実施している。

(2) 精神障がい者の退院後支援の状況

入院をした精神障がい者は、地域生活を送る上で様々な課題やニーズを抱えていることが多く、円滑な社会復帰等の観点からは、そのニーズに応じて、退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の支援が受けられることが望ましい。平成 30 年 3 月、国は医療等の支援を包括的、継続的かつ確実に受けられるようにすることで、地域でその人らしい生活を安心して送れるようにすることを目的として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を作成した。県においても平成 30 年度から当ガイドラインの運用を開始し、退院後支援を実施している。

退院後支援の状況

年度	措置件数	計画作成		支援状況(3月末日)	
		有り	無し	継続	終了
令和 2 年度	3	1	2(※1)	1	2(※2)

※1：うち、1 名は入院継続中のため、1 名は転出先保健所が作成のため不要と判断。

※2：うち、1 名は転出のため、1 名は他疾患治療のため転院し入院治療となったため終了。

(3) 心の健康相談実施状況

毎月 2 回、精神科医による相談を行っている。

相談日：毎月第 2・4 月曜日（変更有） 14：00～16：00（予約制）

年度	所内	所外	その他	相談合計件数
令和 2 年度	12	0	0	12

(4) 精神保健福祉相談状況

保健師が相談・家庭訪問を実施している。

(5) 精神保健福祉に関する実績

毎年、精神科医療機関での入院および通院患者数、精神通院医療受給者証所持者数および精神障害者保健福祉手帳交付数をとりまとめている。(県障がい福祉課)

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

「地域生活中心」という理念のもと、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、社会参加、住まい等包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築するため、保健、医療、福祉関係者による協議会を開催している。

二州地域精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する協議会開催状況

	開催日	内 容
令和2年度	R3.3.8	<p>内 容：1. 趣旨説明</p> <p>2. 基調講演「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムとは」 講師：福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科長 吉川 公章 先生</p> <p>3. 事例検討 事例提供：はあとぼーとさくらヶ丘 相談支援専門員 永木 知晶 氏</p> <p>場 所：敦賀市福祉総合センター あいあいプラザ2階 ふれあいホール</p> <p>参加機関：法律事務所、司法書士、警察署、医療機関、訪問看護ステーション、相談事業所、支援センター、福祉事業所、社会福祉協議会、民生員、家族会、ボランティア、労働関係機関、学校、包括支援センター、小規模多機能型居宅事業所、居宅介護支援事業所、行政</p>

(7) 自殺予防対策事業

平成21年度から、国の地域自殺対策緊急強化基金をうけて、自殺予防対策のさらなる推進を図るため、関係機関や団体等が総合的に取り組む体制を構築し、自殺させない地域づくりを進めることを目指し、協議会の開催および研修会の開催等に取り組んできた。

平成24年度からは、総合相談会等を各健康福祉センター単位で開催している。

相談会開催状況

	開催日	内 容	参加人数
令和2年度	R3.3.6	<p>悩みごと総合相談会</p> <p>内 容：個別相談（弁護士、精神科医、公認心理士、福祉心理職、産業カウンセラー、依存症自助グループ代表、相談支援員、ひきこもり支援コーディネーター、就労支援員）</p> <p>場 所：二州健康福祉センター</p>	9名

※9月の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から中止した。

5. 難病対策

(1) 特定医療費支給認定

昭和47年から「難病対策要綱」に基づき、難病のうち、診断基準が確立し、かつ難治度、重症度が強く、患者数が比較的少ない疾患を対象に医療費の一部を公費で負担する特定疾患治療研究事業が実施されてきた。平成21年10月から11疾患追加され、56疾患が医療費助成の対象になった。

平成27年1月からは「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、医療費助成の対象疾病（指定難病）が110疾患に、平成27年7月から306疾患となった。その後も対象疾患は拡大されており、平成29年4月から330疾患、平成30年4月から331疾患、令和元年7月から333疾患、令和3年11月から338疾患となっている。

(2) 難病患者相談事業

難病患者およびその家族に対し、医療や日常生活に係る相談・指導・助言等を行い、難病等に対する不安を解消し精神的負担の軽減を図ることを目的に平成5年度から相談事業を実施している。

難病患者相談会開催状況

	開催日	内 容
令和2年度	R2.7.31	<p>内 容：個別相談会 医師による医療相談、薬剤師による服薬相談、栄養士による栄養相談、理学療法士による療養相談、就労相談員による就労相談</p> <p>場 所：二州健康福祉センター</p> <p>相談員：福井大学医学部附属病院 脳神経内科 副科長・外来医長 井川正道 医師 みなみ薬局金山店 南佳宏 薬剤師、 二州健康福祉センター 地域保健課 佐々木 眞由美 栄養士 福井県難病支援センター 小林 義文 理学療法士 福井県難病支援センター 清水 純子 就労相談員</p> <p>対象者：難病患者、家族、関係機関の方</p>

※相談会の計画をしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から中止した。

(3) 重症難病患者在宅療養支援事業

在宅療養を行っている重症難病患者の安定した在宅療養生活の確保と患者・家族の生活の質の向上を図るために、平成19年度から人工呼吸器を装着し在宅療養を行っている難病患者にレスパイト入院の支援を行い、平成22年度から在宅レスパイト（3時間以上の長時間訪問看護）を支援している。また、平成24年度からは気管切開をして在宅療養を行っている者も対象としている。

(4) 人工呼吸器装着者等の災害時支援

人工呼吸器装着など医療ニーズの高い難病患者は、災害時に健康危機状況が発生することが予想される。そのため、在宅の難病患者・家族、支援に関わる者が災害発生時に適切な対応ができるよう、平成25年度から平時からの備えを中心とした災害時個別対応マニュアルを作成している。令和2年3月末現在、管内では在宅における人工呼吸器装着や気管切開施行者の10名に対して、個別対応マニュアルの作成支援を行っている。

(5) 難病対策地域協議会（地域ケアシステム会議）

難病患者の入院から在宅療養までの一貫した支援を促進するため、地域におけるケアシステムの構築を図ることを目的に、管内関係機関との検討会議および研修等を開催している。

難病対策地域協議会（地域ケアシステム会議）開催状況

	開催日	内 容
令和2年度	R3.3.22 (書面開催)	テーマ：難病患者・家族を支援する方々の困りごとについて 送付先：医療機関 6施設、市町 6市町、訪問看護 14施設 居宅支援 27施設、地域包括支援センター 5施設

6. 栄養改善

(1) 栄養士の配置

平成9年4月の地域保健法の施行により、地域住民に対する栄養指導は身近な各市町で行うことになり、市町に栄養士が配置された。

(2) 栄養改善事業

①健康増進指導事業

市町等における健康づくりおよび栄養・食生活の改善を総合的に指導・支援するため、学校・医療機関・福祉施設・事業所等給食施設および市町の健康づくり・栄養担当者、関係団体リーダー、食品関連事業者等に対して研修を実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、動画配信を中心に情報提供を行った。

②特定給食施設指導

特定給食施設とは、健康増進法第20条第1項により「特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令に定めるもの」とされ、健康増進法施行規則第5条により「継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設」と規定されており、給食施設の役割である適切に栄養管理された食事の提供と利用者の健康づくりの推進のため、栄養指導員による巡回指導を実施している。

③食品表示法の保健事項および健康保持増進効果等の表示に係る業務

平成27年4月に食品表示法が施行され、原則として全ての一般加工食品および添加物に栄養成分表示が義務付けられた（令和2年3月31日まで移行期間）。また、健康増進法では食品の虚偽誇大表示等が規制されている。当課ではこれらに関する相談窓口を開設し、表示制度（保健事項）に係る相談・問合せ、外見上の検査、被疑情報・申出の受付、回付、検査・申出調査、措置（公表以外）を実施している。

④ふくい100彩ごはん

県民みんなが100歳まで健康に活躍できる社会の実現に向けて、健康支援型の外食・中食・配食メニューを「ふくい100彩ごはん」として認証・普及し、自然に健康になれる食環境の拡大を通じて県民の健康増進を図っている。健康福祉センターは、認証取得のための支援を行うとともに、県民へ健康な食生活の啓発として認証メニューの普及を行っている。

(3) 栄養士免許・管理栄養士免許申請

栄養士法に基づき、栄養士および管理栄養士の免許申請事務を行っている。

(4) 食生活改善推進員活動状況

昭和40年度から5年間、県では地区住民の栄養改善思想の啓発を図り、食生活の向上に寄与するため推進員を養成した。平成2年度からは、市町単位で養成・育成が始まり、地域の健康と福祉の増進に寄与することを目的として各地区で推進活動が行われている。また、平成27年度からは、事業所訪問による健康な食事についての普及啓発活動を実施している。

7. 健康づくり・がん予防推進

(1) 受動喫煙防止対策

令和2年4月に「健康増進法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、受動喫煙の防止対策を進めている。また、世界禁煙デー、禁煙週間にあわせ普及啓発を実施している。

(2) がん対策

県民の健康と長寿のためのがん克服への取組みとして、市町のがん検診受診率の向上および効果的がん検診の実施を図ることを目的に実施している。

①働く女性のための休日がん検診推進事業

平成20年度から、ショッピングセンターにおける女性のがん・大腸がん出前検診を開催、平成23年度からは小規模事業所に対して出前がん検診を実施してきた。平成26年度からは平日忙しい女性の受診機会を増やすため、休日レディースがん検診として実施してきたが、平成30年度から、休日レディースがん検診は福井県健康管理協会が県から委託を受け実施している。

②がん検診受診促進のための普及啓発

平成23年度から、がん個別検診機関の医師を「がん検診推進医」として位置づけており、職域や住民等を対象にがん検診に対する普及啓発を図っている。

③がん患者アピアランスサポート事業

平成30年度から、県ではがん患者の就労や社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるよう、ウィッグ（かつら）や補正具の購入費用の一部を助成している。

	申請件数
令和2年度	13

(3) 二州地域・職域連携推進協議会

平成21年度から、地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健診の実施状況および結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の計画・実施・評価等を行っている。

二州地域・職域連携推進協議会開催状況

	開催日	内 容
令和2年度	R3.3.1	<p>内 容：1. 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診率・保健指導の分析結果 ・重複多剤の適正化事業 <p>2. 地域における新型コロナウイルス当流行感染症対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症感染防止対策取り組み状況調査結果 ・事業所の取り組み（関西電力（株）美浜発電所、パナソニック（株）敦賀地区、敦賀市健康推進課） <p>場 所：二州健康福祉センター</p>

8. 母子保健

(1) 人工妊娠中絶届出

管内においては、3医療機関から母体保護法に基づく人工妊娠中絶届出が行われている。

(2) 先天性代謝異常症等検査事業

生後5～7日の新生児を対象に6疾患について先天性代謝異常症等の検査を実施している。

当センターでは、精密検査を要する乳児について受診を勧奨し、保護者からの相談に応じるなどの事後指導を行っている。

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかり長期にわたって療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行っている。

(対象年齢：18歳未満 継続の場合20歳到達まで)

(4) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず治療費が高額になる体外受精、または顕微受精の治療を受けた方に、その治療費の一部を助成し不妊治療を受ける機会を増やすことを目的として、平成16年4月1日から特定不妊治療費助成事業を実施している。助成回数は、平成16～17年度は年1回、平成18年度は年2回、平成19年度以降は年3回となっている。平成26年度からは治療開始時の妻の年齢が39歳以下の新規申請者については、通算6回までは年度内助成回数を制限しないこととし、通算6回を超える助成は年度内3回までとしている。

また、平成26年度からは男性不妊治療のうち、特定不妊治療と併せて行う精巣内精子採取術（TESE, MESA）についても助成対象としている。

(5) 不妊検査・一般不妊治療費助成事業

平成30年度から子供を望む夫婦が共に不妊検査を受け必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査および一般不妊治療（タイミング法、薬物療法、人工授精等）にかかる費用の一部を助成している（助成回数は夫婦1組につき1回）。

(6) 育児不安解消サポート事業(ママ・パパぼけっと)

育児の不安やストレスが強い保護者に対し、互いに安心して語り合える場を提供することにより、ストレスの軽減・児童虐待の未然防止を図る目的で平成17年7月から原則として毎月第1月曜日に開催し、精神科医、公認心理士、保健師、家庭相談員、保育士のスタッフで実施している。また、美浜町や若狭町の人も参加しやすいように、美浜町と若狭町に出向いて事業を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、グループ形式ではなく個別相談形式で実施している。

(7) 気がかりな妊婦、親子を支援するための連携システム

平成29年度から、気がかりな妊婦、親子が関係機関から適切に把握され連携されることにより切れ目のない支援を受けることができるように、医療機関と市町が発信する連絡票の管理や支援状況の確認を行っている。また、年1回関係者連絡会を開催し連携上の課題などについて協議している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から実施していない。

(8) 訪問指導・相談

小児慢性特定疾病医療費受給者や障がい児等に訪問指導、相談を実施している。

9. 歯科保健

歯の健康は、生涯にわたり生活の質を確保するための基礎となる重要な要素であるが、福井県の幼稚園から高校生の歯の健康状況は、全国に比べ良くない状況である。早期からのむし歯予防対策を「マイナス1歳からのむし歯予防事業」として、乳幼児の虫歯予防について啓発を行うとともに、4歳児以上の保育園児・幼稚園児等を対象に、フッ化物洗口に加えて歯みがき教室を実施し、幼児期からの生活習慣を改善し、生涯にわたり質の高い生活が可能となるよう支援を行っている。

- ① フッ化物洗口の実施（県歯科医師会に委託）
- ② 親子歯みがき教室（県歯科医師会に委託）

10. 市町支援

(1) 地域保健・福祉・環境関係職員研修事業

多様化する住民ニーズや価値観・ライフスタイルの中で、地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、県および市町の地域保健・福祉・環境関係職員の資質向上を図ることを目的に実施している。

また、各市町や健康福祉センターから選出された委員による企画検討委員会で事業の企画・立案および実績の評価・検証を行っている。

企画検討委員は、二州健康福祉センター医幹を委員長とし、嶺南地区の6市町と二州・若狭健康福祉センターの代表者が委員を務め、事務局は二州・若狭健康福祉センターが担当している。実施主体は各健康福祉センターであるが、若狭町が二州および若狭の両健康福祉センター管轄となること等の事情から、当事業は嶺南地域で実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施していない。

(2) フレイル予防事業

認知症予防を含む高齢者への健康づくりの支援として、平成29年度からの東京大学とのジェロントロジー（総合長寿学）研究事業（第3期）の一環で、同年6月から、高齢者のフレイル予防プログラムの実施・普及を推進していくこととなった。初年度は

坂井地区をモデル事業として開始、平成30年度に管内では美浜町が、令和元年度には敦賀市がフレイル予防事業を実施している。健康福祉センターは、市町の事業立ち上げの支援やフレイルチェックに立ち合い、検討会への参加等、市町支援を行っている。

(3) 福井県国保ヘルスアップ支援事業

県では、国保被保険者の健康寿命の延伸と医療費適正化を更に推進させるため、県内の市町ごとの健康課題を把握するとともに、市町が実施する保健事業等の支援を目的として国保ヘルスアップ支援事業を実施している。

① 健康寿命を延ばす生活習慣分析

医療費、介護費等のデータを基にした分析結果の説明会や保健事業のヒアリングへの参画を通し、支援を実施している。

② 重複多剤服薬多職種連携検討事業

適正な服薬の推進に向けた関係機関の連携体制の整備を進めるため、敦賀市をモデル地区とした多職種連携プログラムの策定に係る検討会に参画している。

1.1. 学生実習

看護学生や管理栄養士養成校等の実習を受け入れている。管内では、敦賀市立看護大学が平成26年4月に開校となり、平成29年度から公衆衛生看護学の実習を受け入れている。令和元年度からは、大阪府にある学校法人西大和学園大和大学の実習生を受け入れている。

また、仁愛大学等、管理栄養士養成校の公衆栄養学臨地実習も受け入れている。

学生等実習受入れ状況

年度	区分	病院・学校名区分	人数	備考
令和2年度	保健師学生	敦賀市立看護大学	6人	公衆衛生看護学実習Ⅱ
		大和大学	3人	
	管理栄養士学生	仁愛大学	1人	公衆栄養臨地実習

1.2. 医療政策、在宅介護連携推進

(1) 二州地域医療連携体制協議会および嶺南地域医療構想調整会議

県では、昭和63年に「福井県保健医療計画」を策定し、平成5年以降、5年ごとに見直している。平成29年度は、第6次福井県医療計画（2013～2017年度）に基づき、在宅医療体制の整備等の検討を行い、平成30年3月に第7次福井県医療計画（2018～2023年度：介護保険事業計画と改定時期を合わせるため6年間に変更した）を策定した。平成29年度から、嶺南地域医療構想調整会議と合同で実施している。

二州地域医療連携体制協議会開催状況

	開催日	内 容	委員数	出席数
令和2年度	R3.2.10	内 容：1. 二州地域の病床削減・転換の状況について 2. 今後の二州地域の医療体制について 場 所：敦賀市福祉総合センター あいあいプラザ1階 あいあいホール	22名	36名

(2) 在宅医療・在宅介護の連携推進

福井県では、要介護・要支援状態の患者が自宅等へ退院するための準備をする際に、医療機関からケアマネジャーに着実に引き継ぐための情報共有のツールとして、平成28年4月に「福井県退院支援ルール」を作成し、平成31年4月には、入院時からの連携が必要として「福井県入退院支援ルール」に改定した。

この入退院支援ルール運用についての課題や改善等の協議をするために「入退院に係る医療・介護連携会議」を医療機関とケアマネジャーを対象に開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、管内19か所の関係機関への意見聴取を実施した。

13. 保健衛生統計、人口動態

管内データは敦賀市、美浜町、若狭町（旧上中町を含む）の合算数である。

1. 感染症対策

(1) 患者発生届出・集団発生報告状況

① 患者発生届出状況

患者発生届出疾患		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
		管内	県	管内	県	管内	県	管内	県	管内	県
2 類	結核(LTBI を除く)	7	86	8	89	9	76	3	69	4	63
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	12	29	1	30	0	39	12	31	0	20
	腸チフス	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
4 類	デング熱	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0
	E型肝炎	0	0	0	1	0	4	0	5	0	3
	A型肝炎	1	1	0	0	0	7	2	2	0	0
	レジオネラ症	3	25	1	21	4	20	2	13	2	25
	つつが虫病	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1
	日本紅斑熱	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	重症熱性血小板減少症候群(SFT)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	オウム病	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
エキノкокクス症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 類	アメーバ赤痢	0	7	0	4	0	3	1	3	0	1
	後天性免疫不全症候群	0	0	0	1	0	2	0	0	2	2
	梅毒	0	15	1	23	2	19	1	14	1	12
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	4	0	4	0	3	0	6	0	4
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1	0	2	0	4	0	2	0	1
	破傷風	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	風しん	0	1	0	0	0	10	12	15	0	0
	急性脳炎	0	2	0	0	0	6	0	8	0	3
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	3	0	3	0	0	0	2	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	3	19	3	25	0	28	1	27	1	15
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	2	8	2	10	0	12	0	11	0	15
	水痘(入院例に限る)	0	2	0	1	0	8	0	6	0	7
	播種性クリプトкокクス症	0	2	0	1	0	3	0	0	1	2
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	ウイルス性肝炎	0	0	0	1	0	1	1	3	0	2
	急性弛緩性麻痺	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0
	ジアルジア症	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
百日咳	-	-	-	-	40	106	47	131	1	6	
-	新型コロナウイルス感染症	-	-	-	-	-	-	0	21	40	334

※平成 15 年の感染症法改正により、1 類から 4 類まではすべてを報告、5 類は全数把握と定点把握という類型に区分された。

※麻しん、風しんは、平成 20 年 1 月 1 日、百日咳は平成 30 年 1 月 1 日より定点報告から全数報告になっている。

※新型コロナウイルス感染症は、令和 2 年 1 月 28 日に「指定感染症」に指定され、令和 3 年 2 月 13 日からは「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられている。

② 集団発生報告状況

年度	平成 28 年	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高齢者施設	インフルエンザ 7	インフルエンザ 1	インフルエンザ 7	インフルエンザ 2 感染性胃腸炎 2	
障がい者施設			インフルエンザ 1		
保育施設	ノロウイルス 4 インフルエンザ 2 O - 1 5 7 1	ロタウイルス 1 ノロウイルス 3 インフルエンザ 12	インフルエンザ 14 ヒトメタニューモ 1 感染性胃腸炎 6 水痘 2	インフルエンザ 7 感染性胃腸炎 5 ノロウイルス 1 手足口病 2 RSウイルス 2 その他 4	その他 2
学校※	ノロウイルス 2		ヒトメタニューモ 1	ノロウイルス 1 感染性胃腸炎 1	
医療機関	インフルエンザ 1	ヒトメタニューモ 1 ノロウイルス 1 インフルエンザ 3	インフルエンザ 1		
合計	13	22	33	27	2

※インフルエンザ様疾患発生報告（学校欠席者数）は除く

(2) 感染症発生動向調査事業

情報提供疾患		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
		管内	福井県	管内	福井県	管内	福井県	管内	福井県	管内	福井県
週	インフルエンザ	1,794	14,626	1,384	13,323	2,102	12,368	2,080	12,822	1,046	4,976
	RSウイルス	85	914	196	1,329	149	930	146	1,241	13	104
	咽頭結膜熱	233	1,056	66	635	52	725	117	1,048	41	451
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	341	2,537	412	2,921	720	3,503	655	3,090	256	1,572
	感染性胃腸炎	1,246	9,161	1,662	7,875	1,545	7,559	1,932	7,599	881	3,823
	水痘	170	464	104	391	76	361	82	435	11	151
	手足口病	34	146	307	3,824	230	670	528	4,396	9	76
	伝染性紅斑	96	625	2	28	5	67	49	931	29	381
	突発性発しん	70	479	82	399	80	462	76	484	55	412
	ヘルパンギーナ	122	775	189	569	380	392	225	786	6	137
	流行性耳下腺炎	24	569	16	355	16	237	9	94	4	40
	急性出血性結膜炎		1		1		0		1		4
	流行性角結膜炎		18		19		52		114		15
	細菌性髄膜炎(真菌性を含む)	0	17	1	25	1	25	2	14	0	9
	無菌性髄膜炎	0	9	0	7	1	5	7	13	3	7
	マイコプラズマ肺炎	0	240	6	69	15	29	14	29	5	19
	クラミジア肺炎(オウム病除く)	0	4	12	13	7	7	6	6	6	3
月報	性器クラミジア感染症	10	37	9	32	6	26	2	36	4	40
	性器ヘルペスウイルス感染症	1	60	0	71	1	65	2	70	4	68
	尖形コンジローマ	3	17	0	15	0	19	0	19	4	13
	淋菌感染症	1	16	1	15	0	9	0	9	0	14
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	29	185	23	162	28	177	18	210	11	162
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	14	56	24	90	20	86	18	98	11	52
	薬剤耐性緑膿菌感染症	1	3	0	0	2	2	0	0	2	2

(3) 『二州地域感染症情報ネット』の発信状況

年度	登録機関数	対処レベル別発信状況			合計
		対処レベル	全機関	一部機関	
平成29年度	97	緊急・至急対策	0	0	0
		注意喚起	3	3	6
		情報提供	0	3	3
		合計	3	6	9
平成30年度	100	緊急・至急対策	0	0	0
		注意喚起	3	0	3
		情報提供	2	2	4
		合計	5	2	7
令和元年度	98	緊急・至急対策	0	0	0
		注意喚起	0	0	0
		情報提供	3	4	7
		合計	3	4	7
令和2年度	98	緊急・至急対策	0	2	2
		注意喚起	1	1	2
		情報提供	1	0	1
		合計	2	3	5

※登録機関：医療機関 8、市町 15、高校大学等 5、保育園幼稚園 27、高齢者施設 28、障がい者施設 14、事業所等 1

※小中学校や一部保育園は市町主管課から転送されている。

(4) エイズ予防対策

エイズ相談・検査件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	71	43	61	52	33
検査件数	40	24	45	43	21

(5) 肝炎予防対策

① 肝炎相談・検査件数

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎
相談件数	81	57	80	48	101	62	86	49	62	35
検査件数	23	21	17	15	33	33	30	30	18	18

② 肝炎治療特別促進事業受給申請者数 (新規・継続)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎
敦賀市	36	24	44	26	42	19	44	11	30	8
美浜町	12	2	13	4	13	0	7	3	3	0
若狭町	2	3	1	3	1	3	2	1	1	3
管内	50	29	58	33	56	22	53	15	34	11

2. 結核対策

(1) 結核患者登録者数

① 新登録結核患者数

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年		
活動性結核	総 数	7 (86)	8 (89)	9 (76)	3 (69)	4 (63)		
	肺結核活動性	総 数	4	7	7	1	4	
		喀痰塗抹陽性	総 数	1	4	5	1	1
			初回治療	1	4	4	1	1
			再治療	0	0	1	0	0
		その他の結核菌陽性	2	1	1	0	3	
		菌陰性・その他	1	2	1	0	0	
	肺外結核活動性	3	1	2	2	0		
(別掲) 潜在性結核感染症	2	1	0	1	0			

※総数の括弧内は県の患者数

② 年齢別新登録活動性結核患者数 (登録時年齢)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
年齢階級別	0 歳 ~ 19 歳	0	0	0	0	0
	20 歳 ~ 29 歳	0	0	0	0	0
	30 歳 ~ 39 歳	0	0	0	0	0
	40 歳 ~ 49 歳	0	1	1	0	0
	50 歳 ~ 59 歳	0	2	0	1	0
	60 歳 ~ 69 歳	0	1	2	1	1
	70 歳 ~	7	4	6	1	3

③ 結核患者の年末現在登録者数

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年		
登 録 者 総 数		16	13	16	18	9		
活動性肺結核	総 数	5	5	6	1	0		
	肺結核活動性	総 数	3	4	4	1	0	
		登録時喀痰塗抹陽性	総 数	0	2	2	1	0
			初回治療	0	2	2	1	0
			再治療	0	0	0	0	0
	登録時その他の結核菌陽性	2	0	0	0	0		
	登録時菌陰性・その他	1	2	2	0	0		
	肺外結核活動性	2	1	2	2	0		
不 活 動 性 結 核	11	7	10	15	9			
活 動 性 不 明	0	1	0	0	0			
(別掲) 潜在性結核感染症	治 療 中	3	0	0	1	0		
	観 察 中	4	1	0	0	0		

(2) 結核患者地域DOTS（直接服薬確認療法）実施状況

① 新登録結核患者地域DOTS開始時の服薬支援頻度

服薬支援頻度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年度
原則毎日服薬確認	0	0	4	0	0
週1回程度の訪問・電話連絡	0	2	4	2	0
月1回程度の訪問・電話連絡	6	3	1	0	2
計	6	5	9	2	2

※新登録結核患者の内、地域DOTS開始前に死亡した者、経過観察となった者を除く

② 訪問指導・相談状況（結核患者・家族に対する健康相談および訪問指導）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相 談	電 話	53	49	21	32	27
	来 所	14	32	18	3	6
訪問指導	実 人 員	12	12	10	8	4
	延 人 員	46	50	80	45	45

(3) 精密検査・接触者健診

① 精密検査（管理検診がH21年から名称変更）実施数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 施 数	21	6	8	15	17
(再掲) 医療機関委託数	21	6	8	15	15

②接触者健診実施数

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 数		74	70	37	180	37
ツベルクリン反応検査		6	3	0	0	4
直接撮影者数		17	6	9	4	1
喀痰検査数		0	1	0	0	0
IGRA検査数		51	64	29	176	32
被 診 者 数	結核患者	0	0	0	2	0
	潜在性結核感染症	1	0	0	0	0
	結核発病のおそれがあると診断された者	1	4	0	0	0

(4) 結核定期健康診断

① 市町実施状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
間接・直接撮影	対象者数	15,466	19,200	22,559	22,758	22,933
	受診者数	2,729	3,887	4,084	4,322	2,273
	受診率	17.6	20.2	18.1	19.0	9.9
被発見者数	結核患者	0	0	0	0	0
	潜在性結核感染症	0	0	0	0	0
	結核発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0	0

※敦賀市、美浜町のみ。若狭町（三方地区）を除く。

② 市町以外実施状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受診者数	事業所	3,775	3,755	3,862	3,762	3,827
	学校長	890	893	894	821	842
	施設の長	541	539	488	476	488
	計	5,206	5,187	5,244	5,059	5,157
被発見者数	結核患者	0	0	0	0	0
	潜在性結核感染症	0	0	0	0	0
	結核発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0	0

※敦賀市、美浜町、若狭町（三方地区）の対象機関

(5) 感染症診査協議会

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条（命令入所患者）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度	令和 2 年度
諮問件数	4	5	7	4	0

※新型コロナウイルス感染症患者を除く

② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2（一般患者）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度	令和 2 年度
諮問件数	8	20	15	7	2

3. 精神保健福祉

(1) 精神障がい者措置状況（精神保健福祉法）

	根拠条文〔H26年～〕	通報者	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申請・通報・届出	法第23条〔22条〕	一般市民	1	2	0	0	1
	法第24条〔23条〕	警察官	8	4	15	16	10
	法第25条〔24条〕	検察官	0	2	1	1	3
	法第25条(2)〔25〕	保護観察所	0	0	0	0	0
	法第26条	矯正施設	1	2	2	4	1
	法第26条(2)	精神病院	0	0	0	0	0
	計			10	10	18	21
鑑定不要			3	3	6	11	7
要措置			2	1	5	5	3
措置不要			5	6	7	5	5

(2) 精神保健福祉相談状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
面接相談の内訳	実人員	78	63	34	27	25	
	延人員	社会復帰	2	2	0	1	0
		老人・精神保健	3	4	0	3	0
		アルコール	7	7	6	1	0
		思春期	1	6	0	0	0
		心の健康づくり	12	15	0	4	11
		その他	101	73	32	33	47
		合計	126	107	38	42	58
訪問指導の内訳	実人員	34	28	17	17	5	
	延人員	社会復帰	0	2	0	0	0
		老人・精神保健	0	0	5	1	0
		アルコール	7	5	4	0	3
		思春期	0	0	0	0	0
		心の健康づくり	0	3	0	2	0
		その他	98	39	36	44	10
		合計	105	49	45	47	13
電話相談延人員		387	529	478	427	388	

(3) 精神保健福祉に関する実績

① 入院患者数

毎年度3月末時点の入院患者数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
管内	226	207	220	233	234	
二次医療圏別	福井	778	747	792	777	727
	奥越	187	164	159	140	147
	丹南	478	465	487	475	466
	嶺南	416	408	410	435	426
	合計	1,859	1,784	1,848	1,827	1,766

② 通院患者数

毎年度3月1か月間の実人数

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
管 内	3,154	2,746	2,834	2,919	2,687	
二 次 医 療 圏 別	福井	15,467	15,534	16,600	16,273	16,495
	奥越	3,886	3,558	3,721	3,746	4,866
	丹南	7,375	7,479	8,100	7,691	7,844
	嶺南	4,575	4,263	4,258	4,388	4,019
	合計	31,874	30,834	32,679	32,098	33,224

③ 管内精神障がい者の入院・通院患者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
措置入院	2	1	0	0	0
医療保護入院	130	123	123	132	129
任意入院	96	84	97	101	105
その他	0	0	0	0	0
合 計	228	208	220	233	234
通院患者	3,154	2,746	2,834	2,919	2,687

④ 精神通院医療受給者証交付数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交 付 数	1,016	1,074	1,087	1,132	745

⑤ 精神障害者保健福祉手帳交付状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	37	42	40	33	37
2 級	395	436	466	490	485
3 級	102	110	113	121	134
合 計	534	588	619	644	

4. 難病対策

(1) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（実人数）

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人 数	768	633	658	710	742

疾患別所持者数

令和 3 年 3 月 31 日現在

対象疾患	人数	対象疾患	人数
筋萎縮性側索硬化症	13	後縦靭帯骨化症	38
脊髄性筋萎縮症	1	広範脊柱管狭窄症	13
原発性側索硬化症	1	特発性大腿骨頭壊死症	23
進行性核状性麻痺	10	下垂体性 ADH 分泌異常症	1
パーキンソン病	116	下垂体性 TSH 分泌異常症	1
大脳皮質基底核変性症	6	下垂体性 PRL 分泌異常症	1
神経有棘赤血球症	1	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5
重症筋無力症	10	下垂体前葉機能低下症	2
多発性硬化症/視神経脊髄炎	15	サルコイドーシス	8
慢性炎症性脱髄性多発性神経炎/多巣性運動ニューロパチー	6	特発性間質性肺炎	14
多系統萎縮症	5	肺動脈性肺高血圧症	11
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	21	慢性血栓性肺高血圧症	2
もやもや病	12	網膜色素変性症	12
全身性アミロイドーシス	2	原発性胆汁性胆管炎	8
神経線維腫症	1	自己免疫性肝炎	1
天疱瘡	2	クローン病	21
膿疱性乾癬	1	潰瘍性大腸炎	103
スティーヴンス・ジョンソン症候群	1	チャージ症候群	1
高安動脈炎	5	筋ジストロフィー	5
顕微鏡的多発血管炎	8	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	結節性硬化症	1
悪性関節リウマチ	5	類天疱瘡（後天性表皮水泡症を含む）	4
バージャー病	3	特発性後天性全身性無汗症	1
全身性エリテマトーデス	35	マルファン症候群	1
皮膚筋炎/多発性筋炎	9	ウィルソン病	1
全身性強皮症	33	急速進行性糸球体腎炎	7
混合性結合組織病	2	抗糸球体基底膜腎炎	2
シェーグレン症候群	12	一次性ネフローゼ症候群	6
成人スチル病	8	肺胞低換気症候群	1
再発性多発軟骨炎	1	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症	1
ベーチェット病	12	強直性脊椎炎	3
特発性拡張型心筋症	16	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1
肥大型心筋症	4	I g G 4 関連疾患	7
再生不良性貧血	5	好酸球性副鼻腔炎	4
特発性血小板減少性紫斑病	12	遺伝性自己炎症疾患	1
原発性免疫不全症候群	1	大理石骨症	1
IgA 腎症	12	突発性血栓症	1
多発性嚢胞腎	7	特発性多中心性キャッスルマン病	2
黄色靭帯骨化症	10		
合計		742	

(2) 難病患者相談事業

① 在宅難病患者家庭訪問指導事業および面接状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総数（延人数）		4,385	3,665	3,437	2,694	2,198
相 談	実人数	843	733	641	705	732
	延人数	2,947	2,454	2,319	1,302	1,208
訪問指導	実人数	16	12	16	13	10
	延人数	66	72	66	62	44
電話相談	延人数	1,107	1,372	1,052	1,330	946

② 重症難病患者在宅療養支援事業利用状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象者数		7 名	7 名	5 名	8 名	7 名
登録者数		7 名	7 名	5 名	8 名	7 名
長時間 訪問看護	利用者（実人数）	5 名	3 名	4 名	5 名	3 名
	利用時間（合計）	175 時間	68 時間	84 時間	180 時間	111.5 時間
一時入院	利用者（実人数）	1 名	1 名	0 名	0 名	1 名
	利用日数（合計）	14 日間	5 日間	0 日間	0 日間	5 日間

5. 栄養改善

(1) 行政栄養士配置状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
配 置 数	敦賀市	3	5	5	7	— (調査なし)
	美浜町	2	2	2	3(1)	
	若狭町	2	2	2	3	

※数値は管理栄養士数・栄養士の合計数、栄養士は（ ）内数として記載

(2) 栄養改善事業

①-1 健康指導事業実施状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
食生活栄養管理 指導事業	回数	3	6	6	3	5
	人数	45	76	87	57	117 施設*

※令和 2 年度は管内全施設に動画配信の案内と資料提供を実施。

①-2 健康増進指導事業実施内容

食生活栄養管理指導事業

令和 2 年度

開催日	内 容
11 月	動画配信 「日本人の食事摂取基準 2020 基礎編」 「日本人の食事摂取基準 2020 改訂のポイント」
12 月	動画配信 「ふくい 100 彩ごはんメニューガイド（嶺南版）」（管内市町の健康施策を紹介）
調査（8 月） 配布（3 月）	食物アレルギー提供のヒヤリハットの事例と対応（学校、保育園対象）
3 月	動画配信 「日本標準食品成分表 2020 年版（第 8 訂）改定のポイント」
3 月	遠隔研修の評価と分析

② 特定給食施設指導

(ア) 給食施設栄養士配置状況

令和2年度

施設	栄養士数	管理栄養士のみ いる施設		栄養士・管理栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		無配置 施設
		施設数	管理栄養士	施設数	管理栄養士	栄養士	施設数	栄養士	
特定給食施設	学校	6	6				2	3	14
	病院	2	6	4	10	7			
	介護老人保健施設	2	3	2	2	2			
	老人福祉施設	5	7				1	2	
	児童福祉施設	1	1	2	2	2	5	6	4
	社会福祉施設								
	事業所						1	1	3
	寄宿舎						1	1	
	合計	16	23	8	14	11	10	11	21
その他の給食施設	学校								9
	病院								
	介護老人保健施設						1	2	1
	老人福祉施設	2	3				2	2	9
	児童福祉施設	1	1				2	2	15
	社会福祉施設	1	1						2
	事業所								1
	寄宿舎						1	1	4
	その他						3	3	3
	合計	4	5				9	10	44

※委託を含む

(イ) 特定給食施設届出状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開始届	0	0	0	0	0
休止(廃止)届	8	0	3	0	2
届出事項変更届	10	4	4	15	7

(ウ) 特定給食施設指導状況

施設規模	方法と回数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定給食施設	個別	回数	39	49	54	42
	集団	回数	2	2	2	3
		人数	12	31	12	15
その他給食施設	個別	回数	23	18	32	24
	集団	回数	(2)	(2)	(2)	(3)
		回数	20	8	20	11

※ () は特定・その他給食施設合同で実施

③ 食品表示法(保健事項)および健康保持増進効果等の表示に係る相談・指導等の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	4	11	18	80	64
指導件数	—	—	—	—	5
普及啓発(延人数)	事業者向け	—	—	1,028	—
	消費者向け	—	—	428	—

④ ふくい100彩ごはん認証メニュー提供店舗数

	市町	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
飲食店版	敦賀市	11	11	9	7	7
	美浜町	2	2	3	5	11
	若狭町	—	1	1	1	3
惣菜版	敦賀市	13	11	13	12	12
	美浜町	—	—	1	—	—
	若狭町	—	1	1	1	1
高齢者向配食	敦賀市	—	—	—	2	2
	美浜町	—	—	—	—	—
	若狭町	—	—	—	1	1

(3) 栄養士免許・管理栄養士免許申請状況

		平成28年	平成29年	平成30年度	令和元年度	令和2年度
栄養士	新規	4	1	1	2	2
	免許訂正・再交付	2	1	1	6	4
	再交付	1	0	1	0	2
管理栄養士	新規	3	4	2	4	13
	免許訂正・再交付	0	11	3	4	1
	再交付	0	0	1	1	2

(4) 食生活改善推進員活動状況(二州支部)

① 食生活改善推進員数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
推進員数	71	64	68	57	58

② 食生活改善推進員活動状況

(令和2年度分)

事業名	回数	内容	参加人数
親子の食育教室	1回	学童期以前から食育の理念を広め、しつけや食育の「五つの力」を身につけることを目的に実施。	38
生涯骨太クッキング ～ロコモ予防～	1回	家庭で牛乳・乳製品を効果的に利用し、カルシウム摂取量を高めることを目的に普及講習会を実施。	12
事業所サポート事業	8ヶ所	事業所訪問を通じて社員に家庭でのバランスの良い食事を普及	318
世代別に取り組む生活習慣病予防のためのスキルアップ事業	若者世代5回	高校生または大学生を対象に朝食欠食の解消と食事バランスの必要性を伝える。	26
	高齢世代1回	高齢者の低栄養予防や閉じこもりによる孤立化を防ぐために、第1の居場所である「家庭」、第2の居場所の「職場」に次ぐ第3の居場所“シニアカフェ”をオープンさせ小さなコミュニティ単位でお茶会などを通して閉じこもり予防を進める。	10

6. 母子保健

(1) 人工妊娠中絶届出状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
総	数	106	87	82	100	91	
内 訳	20 歳 未 満	人数	8	5	6	6	4
		%	8.1	5.7	7.3	6.0	4.4
	20～29 歳未満	人数	36	33	24	32	38
		%	36.4	37.9	29.2	32.0	41.7
	30～39 歳未満	人数	47	41	37	51	34
		%	47.5	47.1	45.1	51.0	37.4
	40 歳 以 上	人数	8	8	15	11	15
		%	8.1	9.2	18.2	11.0	16.5
	未 記 入	人数	0	0	0	0	0
		%	0	0	0	0	0

(2) 先天性代謝異常症等検査事業実施状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
要精密検査者数	2	2	2	2	2
患 者 数	0	0	0	0	0

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成制度認定数

各年度末受給者数

		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		数	新規	数	新規	数	新規	数	新規	数	新規
総	数	82	14	81	12	84	8	74	6	77	5
内 訳	悪 性 新 生 物	12	2	9	0	10	1	9	0	8	0
	慢 性 腎 疾 患	9	3	9	0	9	0	6	0	6	0
	慢 性 呼 吸 器 疾 患	2	2	4	2	5	1	4	0	3	0
	慢 性 心 疾 患	14	1	10	1	11	1	10	0	11	0
	内 分 泌 疾 患	24	1	23	1	20	0	14	1	15	0
	膠 原 病	4	2	4	0	4	0	4	2	6	1
	糖 尿 病	6	1	5	1	5	1	4	0	4	0
	先 天 性 代 謝 異 常	2	0	1	0	3	2	3	2	4	1
	免 疫 疾 患	2	0	3	0	3	0	3	0	3	0
	神 経 ・ 筋 疾 患	3	1	5	1	5	1	5	1	5	1
	慢 性 消 化 器 疾 患	4	1	8	5	8	0	10	0	9	0
	骨 系 統 疾 患	0	0		1	1	0	1	0	1	0
	脈 管 系 疾 患	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0
染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

新規は再掲

(4) 特定不妊治療費助成事業利用件数

回 数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 回 目	71	65	61	56	24
2 回 目	37	32	32	27	24
3 回 目	16	15	18	13	11
4 回 目 以 上	1	5	1	8	41
合 計	125	117	112	104	100

(5) 育児不安解消サポート事業（ママ・パパぼけっと）開催状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保護者	実人数	15	21	29	33	11
	延人数	36	39	34	39	14
子ども	実人数	14	21	31	37	11
	延人数	26	29	34	43	14

(6) 訪問指導・相談件数

			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問 指導	未熟児	実人数	1	0	0	0	0
		延人数	1	0	0	0	0
	乳幼児	実人数	3	5	5	4	3
		延人数	7	7	8	10	5
	産 婦	実人数	0	0	0	0	0
		延人数	0	0	0	0	0
その他	実人数	0	0	0	0	0	
	延人数	0	0	0	0	0	
電 話 相 談			190	50	10	20	20

7. 保健衛生統計、人口動態（管内データは、若狭町（旧上中地区を含む）の数値を含む）

（1）人口動態

①人口動態総覧

（令和元年10月1日現在）

		全国	福井県	二州管内	敦賀市	美浜町	若狭町
出生	人 数	840,832	5,313	579	426	64	89
	人口千人対	6.7	6.9	6.6	6.6	6.9	6.2
死亡	人 数	1,372,648	9,286	1,163	760	164	239
	人口千人対	10.9	12.1	13.2	11.8	17.7	16.8
自然増加	人 数	-531,816	-3,973	-584	-334	-100	-150
	人口千人対	-4.2	-5.2	-6.6	-5.2	-10.8	-10.5
乳児死亡	人 数	1,512	24	2	1	0	1
	出生千人対	1.8	4.5	3.5	2.3	0.0	11.2
新生児死亡	人 数	704	14	1	0	0	1
	出生千人対	0.8	2.6	1.7	0.0	0.0	11.2
周産期死亡	人 数	2,674	22	3	1	0	2
	出産千人対（注）	3.2	4.1	5.2	2.3	0.0	22.0
死産	人 数	17,286	93	18	13	1	4
	出産千人対（注）	20.1	17.2	30.2	29.6	15.4	43.0
死産	自 然	8,192	50	8	6	0	2
	人 工	9,094	43	10	7	1	2
結婚	人 数	525,490	3,029	396	293	44	59
	人口千人対	4.2	3.9	4.5	4.5	4.7	4.1
離婚	人 数	193,251	1,052	141	114	8	19
	人口千人対	1.5	1.4	1.6	1.8	0.9	1.3

※率算出に用いた人口：国「総務省統計局 令和元年10月1日現在推計人口（日本人人口）」

市町、県「県政策統計課 福井県の推計人口（令和元年10月1日現在）」

出生・死亡・自然増加・結婚・離婚は人口千人に対する割合

乳児死亡・新生児死亡は出生数の人口千人に対する割合

周産期死亡は周産期死亡（妊娠満22週以後の死産＋早期新生児死亡）の出産人口（出生＋妊娠満22週以後の死産）千人に対する割合

死産は死産数の出産人口（出生数＋死産数）千人に対する割合

（注1）出生に妊娠満22週以後の死産を加えたものである。

（注2）出生に死産を加えたものである。

②主要死因別死亡数・死亡率（人口10万対）

（令和元年10月1日現在）

	全国		福井県		二州管内		敦賀市		美浜町		若狭町	
	実数	死亡	実数	死亡	実数	死亡	実数	死亡	実数	死亡	実数	死亡
悪性新生物	378,356	307.0	2,336	311.9	271	307.9	187	289.9	31	334.6	53	371.7
心疾患	205,518	166.7	1,571	209.7	170	193.1	112	173.6	24	259.0	34	238.5
脳血管疾患	102,956	83.5	740	98.8	82	93.2	48	74.4	13	140.3	21	147.3
肺炎	78,445	63.6	598	79.8	76	86.3	44	68.2	16	172.7	16	112.2
不慮の事故	38,069	30.9	319	42.6	35	39.8	19	29.5	3	32.4	13	91.2
自殺	20,222	16.4	122	16.3	15	17.0	10	15.5	1	10.8	4	28.1
老衰	132,435	107.5	820	109.5	172	195.4	102	158.1	29	313.0	41	287.6
腎不全	26,946	21.9	199	26.6	21	23.9	17	26.4	2	21.6	2	14.0
誤嚥性肺炎	42,746	34.7	413	55.1	32	36.4	23	35.7	4	43.2	5	35.1
アルツハイマー病	20,852	16.9	188	25.1	18	20.4	12	18.6	3	32.4	3	21.0
血管性及び 詳細不明の認知症	20,811	16.9	135	18.0	18	20.4	17	26.4	0	0.0	1	7.0

③-1年齢別人口（福井県、二州管内計）

（令和元年10月1日現在）

	福井県			二州管内		
	計	男	女	計	男	女
0歳～4歳	29,518	15,167	14,351	3,363	1,789	1,574
5歳～9歳	32,298	16,521	15,777	3,784	1,927	1,857
10歳～14歳	35,072	18,018	17,054	4,048	2,049	1,999
15歳～19歳	37,958	19,329	18,629	4,320	2,218	2,102
20歳～24歳	33,724	17,898	15,826	3,260	1,796	1,464
25歳～29歳	31,575	16,586	14,989	3,361	1,816	1,545
30歳～34歳	37,617	19,154	18,463	4,327	2,224	2,103
35歳～39歳	41,613	21,079	20,534	4,785	2,450	2,335
40歳～44歳	49,733	25,360	24,373	5,766	3,002	2,764
45歳～49歳	53,827	27,196	26,631	6,221	3,156	3,065
50歳～54歳	47,559	23,547	24,012	5,511	2,827	2,684
55歳～59歳	47,567	23,518	24,049	5,803	3,034	2,769
60歳～64歳	49,605	24,494	25,111	6,063	3,143	2,920
65歳～69歳	57,140	27,895	29,245	6,832	3,403	3,429
70歳～74歳	52,499	25,241	27,258	6,069	2,883	3,186
75歳～79歳	43,699	19,709	23,990	4,893	2,138	2,755
80歳～84歳	33,738	13,659	20,079	3,928	1,574	2,354
85歳～89歳	25,886	9,177	16,709	3,145	1,094	2,051
90歳～	18,163	4,512	13,651	2,076	532	1,544
年齢不詳	9,937	5,435	4,502	469	274	195
計	768,728	373,495	395,233	88,024	43,329	44,695

*外国人登録数含む

③－ 2 年 齡 別 人 口（二 州 管 内 市 町）

（令 和 元 年 10 月 1 日 現 在）

	敦賀市			美浜町			若狭町		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
0 歳～4 歳	2,537	1,331	1,206	321	190	131	505	268	237
5 歳～9 歳	2,848	1,457	1,391	329	166	163	607	304	303
10 歳～14 歳	3,020	1,553	1,467	345	179	166	683	317	366
15 歳～19 歳	3,229	1,657	1,572	377	197	180	714	364	350
20 歳～24 歳	2,555	1,417	1,138	312	155	157	393	224	169
25 歳～29 歳	2,568	1,376	1,192	347	214	133	446	226	220
30 歳～34 歳	3,312	1,654	1,658	450	273	177	565	297	268
35 歳～39 歳	3,680	1,887	1,793	461	235	226	644	328	316
40 歳～44 歳	4,395	2,292	2,103	554	306	248	817	404	413
45 歳～49 歳	4,758	2,383	2,375	575	325	250	888	448	440
50 歳～54 歳	4,116	2,121	1,995	547	308	239	848	398	450
55 歳～59 歳	4,172	2,157	2,015	642	363	279	989	514	475
60 歳～64 歳	4,375	2,238	2,137	682	373	309	1,006	532	474
65 歳～69 歳	4,816	2,402	2,414	856	415	441	1,160	586	574
70 歳～74 歳	4,271	2,028	2,243	731	352	379	1,067	503	564
75 歳～79 歳	3,323	1,466	1,857	651	273	378	919	399	520
80 歳～84 歳	2,578	1,027	1,551	515	201	314	835	346	489
85 歳～89 歳	2,103	753	1,350	337	101	236	705	240	465
90 歳～	1,383	362	1,021	228	54	174	465	116	349
年齢不詳	462	267	195	6	6	0	1	1	0
計	64,501	31,828	32,673	9,266	4,686	4,580	14,257	6,815	7,442

* 外国人登録数含む

④ 年 齡 別 構 成 比（全 国 ・ 福 井 県 ・ 管 内）

（令 和 元 年 10 月 1 日 現 在）

	全国	福井県	敦賀市	美浜町	若狭町
0 歳～14 歳	12.1	12.8	13.1	10.7	12.6
15 歳～64 歳	59.5	56.8	58.0	53.4	51.3
65 歳～	28.4	30.5	28.8	35.8	36.1

IV 生活衛生課

1. 食品衛生

管内は、魚介類や昆布などの海産物加工品の製造販売を行う施設が多く、また、様々な観光資源を有することから、四季を通して海産物加工品を中心とした多くの食品が消費されている。こうしたことから、食の安全を確保するため、監視指導の充実等による食中毒等の発生防止対策の強化が求められている。

このため、「食品衛生法」、「福井県食品衛生条例」および「食品表示法」に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、「福井県食品衛生監視指導計画」に基づいた監視計画を策定し、食品営業施設や給食施設等の監視指導や食品検査、食品関係従事者に対する衛生講習会、食品衛生自主管理の推進等の業務を行っている。

また、食中毒等の発生時には、原因究明の調査や検査を実施し、迅速・的確な措置を講じるとともに、法に違反した営業者に対して営業停止等の行政処分を行っている。

一方、消費者に対しても、当所のホームページ等を通して食品衛生に関する情報の提供に努めている。

(1) 調理師、製菓衛生師試験および免許

飲食店や菓子製造業に従事する者の衛生知識の向上を図るとともに、食品衛生責任者としての資格取得のため、福井県では調理師および製菓衛生師の試験を実施しており、その申請業務を保健所で行っている。

なお、調理師については隔年毎に調理師就業届の提出を義務付けており、西暦の奇数年に切り替わった年初から1月15日までに届出が提出される。

(2) 食品衛生法営業許可および監視状況

食品衛生法で定められた34業種について、営業の許可等を行っている。

全営業許可件数は、2,371件で、内訳では飲食店営業が1,412件と全体の59.6を占めている。また、管内は漁業が盛んであり、日本海側最大級の海鮮市場があるほか、魚介類販売業の施設が多くある。令和2年6月1日に施行された改正食品衛生法では、すべての食品等事業者に対し一般衛生管理に加え、HACCP(ハサップ)の考え方を取り入れた衛生管理の実施を義務付けた。新規許可申請相談時や監視指導時には、この導入に関し、事業者への指導、助言を行っている。

昨年度は835件の営業施設に対して監視指導を実施した。

(3) 福井県食品衛生条例による許可、登録および監視状況

福井県食品衛生条例で定められた2業種の営業の許可と1業種の登録を行っている。

管内には、鯖などを加工した特産品(へしこ)の製造施設や、魚介類を売り歩く行商、福井梅の産地として梅干を製造する漬物製造施設が多いことから、営業者への監視指導を積極的に行うとともに、生産者に対しても衛生講習会を実施し、こうした特産品の衛生確保に努めている。なお、本条例は上述の食品衛生法の第2次施行に伴い廃止され、法に基づく許可または届出業種として引き続き衛生指導を行っていく予定である。

(4) 食中毒発生状況

令和2年度は管内で食中毒の発生はなかった。食中毒は通常、細菌性およびウイルス性の両方により季節に関連することなく年間を通して発生するが、新型コロナウイルスが流行する中で、令和2年度はノロウイルスの発生が低く抑えられており、感染防止の衛生対

策が食中毒の発生防止に寄与した可能性が考えられる。こうした食中毒の発生防止には食材の吟味と普段の取扱者の健康管理を含む衛生管理の両方が重要であることから、不断の啓発を行い発生防止対策の徹底強化を図っている。

(5) 行政処分等

最近5年間の行政処分状況は、いずれも食中毒発生原因施設に対する業務もしくは営業の停止処分であり、令和2年度の行政処分は無かった。

(6) 食品等の収去検査

年間収去検査計画に基づき食品等の収去検査を行い、違反食品や不良食品の発見に努めている。令和2年度は衛生規範不適合が2件あった。

(7) 福井県食品衛生自主管理プログラム認証

福井県では、「ふくい食の安全・安心行動計画」(平成16年3月～平成21年3月)に基づく取組みの1つとして、平成17年2月、食品事業者の方々が日々行っている自主的な衛生管理を積極的に評価する「福井県食品衛生自主管理プログラム認証制度」を創設し、管内でも令和3年3月31日現在で18施設が認証を得ている。令和2年度の新規認証施設は1件である。なお、令和2年6月1日に施行された改正食品衛生法で、すべての食品等事業者に対し一般衛生管理に加え、HACCP(ハサップ)の考え方を取り入れた衛生管理の実施を義務付けたことから、令和2年5月を以って「福井県食品衛生自主管理プログラム認証制度」の新規認証は廃止された。

(8) 福井県嶺南振興局二州健康福祉センター長表彰

当センターでは、食品衛生推進に特に貢献された方と衛生管理が優秀な施設に対して表彰を行っている。令和元年度から2年に1回の実施としており、令和2年度は実施していない。

2. 動物の愛護および管理

(1) 狂犬病予防・動物の保護管理

令和2年度の犬の登録頭数は3,399頭で、前年に比べ108頭減少しており、狂犬病予防注射頭数は2,705頭で、接種率は79.6であった。

犬の危害防止対策として、放し飼いなどの不適正な飼養管理については飼い主への個別指導を強化するとともに、捕獲檻などで効果的な保護・捕獲に努めている。

(2) 動物愛護事業

県では、人と動物が共生できる社会づくりをめざす一環として、平成13年度から犬の一般譲渡を行なっているが、平成30年度より、敷地内に福井県動物管理指導センター嶺南支所(令和2年4月から福井県動物愛護センターに改称)が設置され、犬および猫の保護、引取り、譲渡ならびに苦情・相談対応などの業務を行っている《業務の一部を(一社ふくい動物愛護管理支援センター協会が委託)》。当センターでは飼い犬の咬傷事故や動物取扱業の登録等の業務を行うとともに、施設に対する定期的な監視指導を実施している。

3. 生活衛生

少子高齢化や生活水準の向上などにより、生活衛生関係営業に対する利用者のニーズは多様化、高度化しており、質の高いサービスと高度な衛生水準が求められている。特に近年、県内の高速交通網が整備され、二州管内は関西圏とのアクセスも良くなり、年間を通して県内外より観光客等が多く訪れることから、管内の住民はもちろん、利用者が安心して施設を利用できるよう、生活衛生関係営業施設の衛生確保が極めて重要である。このため、利用者の安心・安全な生活の確保とともに、健康被害を未然に防ぐために、これらの施設に対し、関係法令に基づく立入検査、衛生管理指導および啓発を効率的に実施し、衛生的で快適な施設が確保されるよう努めている。

(1) 生活衛生関係の施設数および監視状況

生活衛生関係の施設数はほぼ横ばい状況で推移している。旅館総数は、減少傾向にある。

監視については、理容所・美容所やクリーニング所の衛生管理をはじめ、公衆浴場や旅館等における浴槽の適正な維持管理（レジオネラ症対策等）について指導を行っている。

なお、施設の衛生管理面に不備があった営業者に対しては改善報告を求め、衛生の確保を図っている。

(2) 福井県嶺南振興局二州健康福祉センター長表彰

当センターでは、環境衛生推進に特に貢献された方と衛生管理が優秀な施設に対して表彰を行っている。食品同様、令和元年度から2年に1回の実施としたことから、令和2年度は実施していない。

(3) 特定建築物、温泉利用施設、墓地、浄化槽等の施設数および監視状況

特定建築物、温泉利用許可取得施設、墓地は、ほぼ横ばい状況で推移している。浄化槽については、下水道接続等により既に廃止している浄化槽の把握に努めた結果、令和2年度末の設置基数は3,512基で267基減少している。

監視については、利用客の多い特定建築物や温泉利用施設の立入検査を主体に実施し、自主管理の徹底を指導している。また、浄化槽については、法の遵守と適正管理の徹底を指導している。

(4) 水道施設状況および監視状況

管内の水道施設は、敦賀市の簡易水道および飲料水供給施設が平成28年度から上水道施設に統合されたため、見かけの施設数は減少しているものの実質の変化はない。

監視指導は、上水道の水源の定期的な採水検査・簡易水道施設等への立入調査等により衛生的な水道水の確保に努めている。なお、敦賀市内の専用水道および簡易専用水道施設の立ち入り調査等については、平成25年度から敦賀市に事務移譲されている。

1. 食品衛生

(1) 調理師、製菓衛生師試験および免許

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	調理師	製 菓	調理師	製 菓	調理師	製 菓	調理師	製 菓	調理師	製 菓
試 験	33	7	50	3	29	4	29	2	16	4
免 許	45	6	48	6	40	4	41	2	37	6
書き換え・再交付	24	1	22	0	33	0	23	1	15	1

(2) 食品衛生法に関する食品営業施設の許可等状況

	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	新規	継続	廃業	新規	継続	廃業	新規	継続	廃業	新規	継続	廃業	新規	継続	廃業
飲 食 店 営 業	93	160	116	97	161	109	138	272	157	115	164	101	118	184	154
菓 子 製 造 業	13	13	10	12	15	10	10	27	11	11	26	5	15	24	16
魚 介 類 販 売 業	17	15	17	29	23	18	21	21	23	7	19	12	22	16	17
魚 介 類 せ り 売 業					2									1	
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業															
食 品 冷 凍 冷 蔵 業	2			1		1				1	3	1	3	1	1
瓶 詰 ・ 缶 詰 食 品 製 造 業				1	1	1	1						1		
喫 茶 店 営 業	13	54	36	8	32	27	4	11	21	3	14	16	4	25	16
あ ん 類 製 造 業															
ア イ ス ク リ ー ム 製 造 業	3	5	9	7	4	8	6	3	8	1	4		1	3	4
乳 類 販 売 業	12	12	18	14	21	22	12	37	35	4	21	15	7	28	18
食 肉 処 理 業				2						1	2	1	1		
食 肉 販 売 業	13	3	14	22	10	10	12	14	24	4	19	7	14	16	8
み そ 製 造 業	1	1		1	2	1		2			2			1	1
醬 油 製 造 業															1
ソ ー ス 類 製 造 業							1			1			1		
酒 類 製 造 業		2							1		1			1	
豆 腐 製 造 業				1				1	2					1	
納 豆 製 造 業					1										
め ん 類 製 造 業		1			1						2		1	1	
そ う 菜 製 造 業	11	6	2	13	6	6	7	4	7	9	2	7	20	7	1
添 加 物 製 造 業		1			1										
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1			3	1	2				1				1	
氷 雪 製 造 業	1					1									
氷 雪 販 売 業		1			1				1					2	1
合 計	180	274	222	211	282	216	212	392	290	158	279	165	208	312	238

(3) 食品衛生法に関する許可を要する食品営業施設数および監視状況

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	監視数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
飲食店営業	1,465	833	1,453	672	1,434	727	1,448	721	1412	470
菓子製造業	166	69	168	72	167	77	173	79	172	65
魚介類販売業	170	108	181	123	179	95	174	100	179	71
魚介類せり売業	3		3	3	3	1	3	2	3	2
魚肉ねり製品製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
食品冷凍冷蔵業	8	4	8	4	8	2	8	8	10	5
瓶詰・缶詰食品製造業	2		2	3	3	1	3	1	4	4
喫茶店営業	194	16	175	25	158	14	145	16	133	13
あん類製造業										
アイスクリーム製造業	37	22	36	24	34	23	35	28	32	16
乳類販売業	219	54	211	84	188	80	177	64	166	57
食肉処理業	2	4	4	2	4	3	4	3	5	3
食肉販売業	115	51	127	74	115	59	112	55	118	58
みそ製造業	12	3	12	3	12	2	12	2	11	4
醤油製造業	1		1		1		1			1
ソース類製造業					1	1	2	2	3	2
酒類製造業	6	3	6	2	5	3	5		5	1
豆腐製造業	4	2	5	9	3	5	3	4	3	2
納豆製造業	1		1	1	1		1	1	1	1
めん類製造業	5	6	5	6	5	4	5	7	6	5
そう菜製造業	65	46	72	52	72	34	74	57	93	49
添加物製造業	2	1	2	2	2		2		2	
清涼飲料水製造業	6	6	7	6	7	4	8	4	8	2
氷雪製造業	2	3	1		1		1	1	1	
氷雪販売業	5	1	5	2	4	2	4	2	3	3
合計	2,491	1,233	2,486	1,170	2,408	1,138	2,401	1,158	2371	835

(4) 食品衛生法に関する許可を要しない食品関係施設数および監視状況

		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
給食施設	学 校	20	65	20	40	17	34	17	34	16	35
	病院・診療所	6	12	6	12	6	12	6	12	6	2
	事 業 所	2	4	2	4	2		3	6	4	1
	そ の 他	58	119	59	94	59	80	57	76	58	115
乳 さ く 取 業		1		1		1		1		1	
食 品 製 造 業		121	68	121	12	123	20	124	24	135	66
野菜・果物販売業		87	30	89	22	86	52	80	52	78	46
そうざい販売業		65	54	68	48	67	54	60	61	58	51
菓子（パンを含む）販売業		48	19	50	76	48	85	41	64	38	59
食 品 販 売 業（上記以外）		77	101	79	145	77	81	70	63	67	67
添加物製造業											
添加物の販売業		24	10	24	8	23	28	21	44	19	36
氷雪採取業											
器具・容器包装・おもちゃの販売業		29	8	32	14	29	37	23	56	21	45
合 計		538	490	551	475	538	483	503	492	501	523

(5) 福井県食品衛生条例に関する許可、登録状況

		平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		新規	継続	廃業	新規	継続	廃業	新規	継続	廃業	新規	継続	廃業	新規	継続	廃業
許 可	魚介類加工業	2	3		1	3	4	6	7	3	1	7		8	12	
	漬物製造業	4	21	4	4	15	4	5	9	6	5	10	5	11	9	8
	合 計	6	24	4	5	18	8	11	16	9	6	17	5	19	21	8
登 録	魚介類行商業		8	5		1						3	1		4	

(6) 福井県食品衛生条例に関する施設数、監視状況

		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
許 可	魚介類加工業	45	15	42	22	45	28	46	28	54	26
	漬物製造業	90	22	90	26	89	28	89	21	92	39
	合 計	135	37	132	48	134	56	135	49	146	65
登 録	魚介類行商業	15		15		15		14		14	

(7) 食中毒発生状況

年度	発生件数	発生月	病因物質	原因施設	患者数
平成 28 年度	3	5月	ノロウイルス	学校給食施設	145
		9月	黄色ブドウ球菌	家庭	4
		3月	不明	すし	3
平成 29 年度	0	-	-	-	-
平成 30 年度	1	2月	ノロウイルス	仕出し弁当	5
令和元年度	1	2月	クドア・セブテンpunkタータ	仕出し弁当	2
令和 2 年度	0	-	-	-	-

(8) 行政処分

年度	処分件数	処分内容	処分理由
平成 28 年度	2	業務（営業）の停止処分	食中毒発生原因施設（5月、3月に発生した食中毒）
平成 29 年度	0		
平成 30 年度	1	営業の停止処分	食中毒発生原因施設（2月に発生した食中毒）
令和元年度	0		
令和 2 年度	0		

(9) 食品等の収去検査

①年間収去件数

		平成 28 年			平成 29 年			平成 30 年			令和元年			令和 2 年		
		収 去 数	検査数		収 去 数	検査数		収 去 数	検査数		収 去 数	検査数		収 去 数	検査数	
			細 菌	理 化 学												
魚 介 類		8	6	5	9	4	5	8	3	5	8	3	5	6	3	3
冷 凍 食 品	無加熱摂取冷凍食品			3	3			2	2		2	2		2	2	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1		1	1									1	1	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	2						2	2		2	2		1	1	
	生食用冷凍鮮魚介類															
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く)		6	1	6	4	1	4	3	1	3	2	1	2	2	1	2
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		3	3	2	2	1	1	3	3	1	3	3	2	2	2	2
乳 製 品		1	1					1	1							
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)														1	1	
アイスクリーム類・氷菓		1	1		2	2	1				2	2	1			
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)		4	2		3	2	2	3	2	1	3	2	1	3	2	1
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)		20	6	14	23	4	19	26		26	18	4	14	22	2	20
菓 子 類		31	22	12	35	29	6	26	18	8	30	23	7	20	17	3
清 涼 飲 料 水		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1
酒 精 飲 料																
氷 雪		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	
水					1	1	1									
かん詰 ・ びん詰食品		1	1					1	1		1	1		1	1	
そ の 他 の 食 品		50	44	7	43	41	2	52	51	1	50	49	1	44	38	7
添加物及びその製品																
器具及び容器包装		2		2	2		2	2		2	3		3	2		2
おもちゃ		1		1	1		1	2		2						
計		133	92	50	131	90	45	133	86	50	127	95	38	109	73	41

②規格基準不適および違反・指導内容

	件数	規 格 基 準 不 適
平成 28 年度	0	
平成 29 年度	0	
平成 30 年度	1	夏季一斉取締：表示違反 1 件
令和元年度	0	
令和 2 年度	0	

③指導基準不適および違反・指導内容

	件数	指 導 基 準 不 適
平成 28 年度	1	秋の行楽：衛生規範 1 件
平成 29 年度	7	春の行楽：県指導基準 1 件
		春の行楽：衛生規範 1 件
		夏期一斉：衛生規範 3 件
		年末一斉：県指導基準 1 件
		年末一斉：衛生規範 1 件
平成 30 年度	2	夏期一斉：衛生規範 1 件
		秋の行楽：衛生規範 1 件
令和元年度	6	夏期一斉：衛生規範 3 件
		秋の行楽：衛生規範 1 件
		年末一斉：衛生規範 2 件
令和 2 年度	2	夏期一斉：衛生規範 2 件

2. 動物の愛護および管理

(1) 犬の登録・予防注射・野犬捕獲等件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登 録 頭 数	3,882	3,719	3,614	3,507	3,399
狂 犬 病 予 防 注 射 実 施 数	3,112	2,944	2,750	2,736	2,705
措 置 命 令 書 交 付 数	1	2	0	1	1
第 一 種 動 物 取 扱 業 登 録 施 設 数	21	22	22	21	22
第 二 種 動 物 取 扱 業 届 出 施 設 数	1	1	1	1	1
特 定 動 物 飼 養 施 設 数	1	1	1	1	0

3 生活衛生

(1) 生活衛生関係の施設数および監視状況

		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		施設数	監視数								
旅 館	ホ テ ル	17	10	17	7	17	11				
	旅 館	352	205	348	211	344	266				
	旅館・ホテル							353	211	345	82
	簡易宿所 (うち農家民宿)	157 (116)	8	155 (116)	14	155 (116)	13	154 (116)	13	155 (116)	2
	下 宿	2		2		2		2		2	
	特 例										
旅 館 計		528	223	522	232	518	290	509	224	502	84
理 容 所		108	105	107	1	103	99	101	2	102	92
美 容 所		184	9	184	184	187	13	195	195	202	12
ク リ ー ニ ン グ 所		110	29	88	20	86	22	65	14	65	17
興 行 場		5	2	4	1	5	1	5	2	4	2
公 衆 浴 場		12	6	13	8	11	7	11	7	11	7
合 計		947	374	918	446	910	432	886	444	886	214

※「ホテル営業」「旅館営業」は令和元年度から併せて「旅館・ホテル営業」となった。

(2) 特定建築物、温泉利用施設、墓地、浄化槽の施設数および監視状況

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
特 定 建 築 物	28	9	30	11	30	8	30	6	29	5
ビ ル 管 登 録 業	18	1	18	6	18	4	18	3	19	2
温 泉 利 用 許 可	37	18	37	20	37	21	36	26	34	7
温 泉 源 泉 数	14		14	2	14		14		14	
墓 地	27*		27*		27*		27*		27	
火 葬 場	1*		1*		1*		1*		1	
納 骨 堂										
浄 化 槽	5,044		4,322		4,133		3,779		3,512	
浄 化 槽 工 事 業	45		45		45		45		45	
保 守 点 検 業	6		6		6		5		5	

※美浜町分のみ掲載

(3) 水道施設状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
上 水 道	2	2	2	2	2
簡 易 水 道	16	16	16	15	15
飲 料 水 供 給 施 設	4	4	4	4	4
専 用 水 道	2*	2*	2*	2*	2*
簡 易 専 用 水 道	20*	20*	20*	20*	20*

※美浜町、若狭町（三方地域のみ）分のみ掲載

V 環境廃棄物対策課

1. 廃棄物適正処理対策

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の改正による規制の強化や各種リサイクル法の施行に伴い、全国的に大規模な不法投棄は減少しているものの、依然として小規模な不法投棄等の不適正処理が頻発しており、不適正処理の撲滅には至っておらず、管内においても同様の状況である。

当センターでは、廃棄物の不適正処理防止対策の強化を図るため廃棄物処理法に基づき廃棄物関係施設や事業者への立入検査（表1～3）、廃棄物不法投棄等監視パトロール（表4）や不法投棄された廃棄物の撤去活動（表5）を実施し、産業廃棄物の不適正処理の撲滅に努めている。

（1）一般廃棄物処理施設の状況（表1）

一般廃棄物は、市町が策定した処理計画に基づき処理されている。

敦賀市では、単独で、ごみ焼却施設、埋立処分施設を設置しており、また、美浜町および若狭町（旧三方町区域）では、美浜・三方環境衛生組合が、ガス化溶融処理施設、生ごみ等の堆肥化施設、埋立処分施設を設置して処理を行っている。

（2）産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の状況（表2）

処理業者のうち収集運搬業者数は増加傾向にあり、処分業者数に大きな変化はない。

また、産業廃棄物収集運搬業者は、県外業者が7割以上を占めている。

これは、管内には産業廃棄物を広域的に処理する事業者があり、県外からの産業廃棄物を大規模に受け入れているためと考えられ、これに伴い福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱に基づく県外産業廃棄物搬入協議の件数も多くなっている。

（3）産業廃棄物処理施設の状況（表3）

管内の処理施設数に大きな変化はない。焼却施設および最終処分場に対し、重点的に立入検査を実施している。

（4）廃棄物不法投棄等防止対策（表4、表5）

廃棄物不法投棄等防止対策については、平日、休日や夜間において監視パトロールを実施し、監視資機材（監視カメラ）を有効活用するとともに県関係機関、市町（平成15年度からは立入検査権を有する県職員に市町職員を併任）、警察等と連携を密にして監視の充実・強化を図っている。

また、地元団体、関係行政機関や警察等からなる『二州地区廃棄物不法処理防止連絡協議会』を定例的に開催し、関係機関による監視パトロール、住民による廃棄物の撤去活動への支援および不法投棄等防止啓発強調月間（12月）における普及啓発等を実施している。

（5）廃棄物不適正処理の対応状況等（表6）

住民からの通報や監視パトロール等により発見した廃棄物不適正処理事案に対しては、行為者等を特定し、行政指導（指導票・勧告書の交付）や行政処分等により厳正に対応している。

（6）ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出状況等（表7）

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年、その保管および処分に係る状況の届出と

PCB廃棄物を令和9年3月31日までに処分することがPCB特措法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）で義務づけられている。

そのため、保管事業者に期限内の処理を指導するとともに、PCB使用機器を所有する事業者の把握に努めている。

なお、福井県内の高濃度PCB廃棄物（含有率5%以上）は、平成20年度からJESCO（日本環境安全事業株式会社）北海道事業所において処理が開始され、管内の保管事業者も順次、処理を委託している。

また、低濃度PCB廃棄物（含有率5%未満）は、国の認定を受けた無害化処理認定施設や低濃度PCB汚染廃家電機器等の処分業許可を受けた業者で処理されている。

（7）自動車リサイクル法に基づく登録・許可（表8）

使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして環境問題への対応を図るため、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づきフロン類、エアバッグ、シュレッダーダスト（自動車等破砕物）について、自動車メーカー等が適正処理・リサイクルを行わなければならない。

また、業として使用済自動車の引取り、フロン類の回収、解体等を行う事業者は、同法により登録・許可を受けなければならないことになっており、管内の事業者に定期的に立入検査を実施している。

（8）敦賀市民間最終処分場に関する対応

敦賀市民間最終処分場（管理型）に係る生活環境保全上の支障を除去するため、必要な調査や対策の検討を行い、平成18年3月に特定支障除去等実施計画を取りまとめて環境省へ提出し、産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法）の適用をうけることになった。

このため、平成18年5月に当該事業者および役員に対し、抜本的な漏水防止、浄化対策を講じるよう求める措置命令を発出し、同年7月から行政代執行により事業者に代わって県と敦賀市が対策を実施しており、平成25年3月に抜本対策工事が完了した。

また、平成25年3月に環境省から特定支障除去等実施計画の変更同意を受け、引き続き、場内の保有水、浸透水の浄化を進めるため、水処理、浄化促進対策事業を実施し、早期の浄化を目指している。

また、周辺環境への影響を監視するため、河川および地下水の水質モニタリングを継続的に実施している。

2. 環境保全対策

大気環境や公共用水域等の水環境を保全するため、公害関係法令の届出工場・事業場への定期的な立入検査による施設の維持管理等の指導や特定建築材料（石綿を含有する吹付け材など）を使用する建築物等の解体・補修作業（特定粉じん排出等作業）現場等への監視を強化している。

また、工場・事業場等からのばい煙や排水を検査し、排出状況を監視するとともに、地下水質等の環境調査を毎年実施し、環境汚染の実態把握に努めている。

（1）公害関係法令届出工場・事業場（表9）

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、福井県公害防止条例により規制対象施設を有する工場・事業所に対して各種の届出が義務付けられており、また、ばい煙、排水等について規制基準が設けられている。

(2) 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査(表10、表11)

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、粉じん発生施設および特定粉じん排出等作業現場、水質汚濁防止法に基づく特定事業場に対する立入検査を実施している。また、ばい煙発生施設の排ガスや特定事業場の排水の行政検査を実施しており、排出基準に不適合となった施設の事業者に対し、文書で指導するなど厳正に対応している。

(3) 公害苦情の対応(表12)

公害苦情に対し、市町と連携して関係者への聴き取り調査や現地調査を実施するなど対応している。

(4) 大気汚染の状況の監視

県では、硫酸酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント等の大気汚染物質について、テレメータシステムによる常時監視を実施しており、平成25年3月から新たにPM2.5(微小粒子状物質)の常時監視を実施している。

当センター管内では一般測定局3か所、自動車排出ガス測定局1か所で監視している。

平成25年1月に中国のPM2.5による大気汚染の問題が発生したことから、我が国においても暫定的な指針となる値が示され、これに基づきPM2.5が高濃度になった場合には、健康被害防止のため、県内全域に不要不急な外出や屋外での長時間の激しい運動をできる限り控えたり、屋内の換気や窓の開閉を必要最小限にする等の注意喚起を行うこととされており、平成26年2月26日にこの値を超えたため注意喚起を行った。

(5) 水質汚濁等の状況の監視(表13、表14)

県では、当センター管内において公共用水域の水質を河川7地点、湖沼10地点、海域11地点で調査している。

また、当センターでは、地下水質の概況調査や過去に汚染が発見された地区において継続監視調査を実施し、地下水質の状況を把握している。

公共用水域における魚類のへい死や油流出等の水質異常時には、現地調査を実施し、原因究明を行なっている。

(6) ダイオキシン類の監視(表15)

県では、環境中のダイオキシン類について、地点を定め大気、地下水、土壌の調査を実施している。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に対し、排出ガス・排出水の行政検査を実施している。

(7) フロン類充填回収業者の登録(表16)

オゾン層の保護および地球温暖化防止の観点から、フロン類排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)に基づき、業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器を廃棄する場合、冷媒用フロンの回収が義務付けられている。

また、業としてフロン類の充填回収を行う事業者は、同法により登録を受けなければならないとされており、管内の事業者に定期的に立入検査を実施している。

1. 廃棄物適正処理対策

表1 一般廃棄物処理施設の状況

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
し尿処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ごみ処理施設	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
埋立処分施設	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
合計	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

表2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の状況

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		許可数	立入数	許可数	立入数	許可数	立入数	許可数	立入数	許可数	立入数
産業廃棄物	収運業	358	14	366	7	387	6	396	13	413	16
	処分業	13	40	12	39	12	38	12	45	11	39
特別管理 産業廃棄物	収運業	56	2	52	2	58	2	56	2	55	2
	処分業	1	2	1	7	1	10	1	4	1	2
合計		428	58	431	55	458	56	465	64	480	59

表3 産業廃棄物処理施設の状況

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
廃プラスチック類 焼却施設	1	2	1	2	1	4	1	8	1	3
汚泥焼却施設	1	2	1	2	1	4	1	8	1	3
木くず又はがれき類 の破砕施設	6	10	6	3	6	8	6	7	5	2
廃プラスチック類の 破砕施設	1	3	1	1	1	0	1	4	1	0
産業廃棄物の 焼却施設	1	2	1	2	1	4	1	8	1	3
最終処分場	2	19	2	22	2	19	2	21	2	22
合計	12	38	12	32	12	39	12	56	11	33

表4 廃棄物不法投棄等監視パトロールの実施回数

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	内民間	回数	内民間	回数	内民間	回数	内民間	回数	内民間
休日	47	23	48	24	48	24	48	24	44	24
夜間	17	11	18	12	18	12	18	12	17	12

表5 不法投棄された廃棄物の撤去活動

年 度	日 付	場 所	撤 去 物
平成27年度	実績なし		
平成28年度	11月25日	敦賀市内	木くず、金属くず、廃プラスチック類 等
平成29年度	実績なし		
令和元年度	実績なし		
令和2年度	11月27日	敦賀市内	廃プラスチック類 等

表6 廃棄物不適正処理の対応件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
不 法 投 棄	3	2	1	1	1
焼 却 禁 止 違 反	3	0	2	1	1
処 理 基 準 違 反	2	2	0	0	0
保 管 基 準 違 反	4	1	1	1	1
そ の 他 の 違 反	2	4	0	0	2
合 計	14	9	4	3	5

表7 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
届 出 数	52	51	44	35	46

表8 自動車リサイクル法に基づく登録・許可

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
引 取 業 者	51	39	38	36	34
フロン類回収業者	20	12	12	11	11
解体業者	3	3	3	3	3

2. 環境保全対策

表9 公害関係法令届出工場・事業場数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大気汚染防止法ばい煙発生施設	74	75	75	73	73
大気汚染防止法粉じん発生施設	24	22	22	23	21
水質汚濁防止法特定施設	445	451	450	447	443
ダイオキシン類対策特別措置法特定施設	9	9	9	8	8
公害防止管理者選任工場	22	22	22	22	22
福井県公害防止条例特定工場	12	12	12	12	12
福井県公害防止条例特定施設	7	6	6	6	6

表 1 0 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査件数（大気関係）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ばい煙発生施設立入調査	12	16	19	21	9
煙道行政検査	2	2	4	3	3
粉じん発生施設立入検査	2	9	6	10	0
特定粉じん排出等作業現場立入調査	20	40	19	29	15

表 1 1 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査件数（水質関係）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特定事業場立入調査	33	24	42	29	31
排水行政検査	21	14	20	24	18
不適合	3	1	0	0	1

表 1 2 公害苦情対応件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
大気関係	3	0	3	1	2
水質関係	1	2	0	0	1
騒音振動	0	0	0	0	1
悪臭	1	0	0	0	0
不法投棄	3	2	1	1	2
合計	8	4	4	2	6

表 1 3 水質の汚濁状況の監視（地下水質）

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数
概況調査	6	1	7	1	4	1	4	1	3	1
継続監視調査	6	2	5	2	5	2	5	2	2	2

表 1 4 水質の汚濁状況の監視（水質異常時調査）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
油流出・魚へい死等	3	3	8	5	6

表 1 5 ダイオキシン類監視

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数
大気	1	4	1	4	1	4	2	4	0	0
土壌	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0
地下水	4	1	4	1	2	1	4	1	2	1
排出ガス	2	1	2	1	1	1	2	1	0	0

表 1 6 フロン類充填回収業者の登録

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
第 1 類フロン類充填回収業者	54	52	58	57	60

VI 衛生検査課

1. 食品衛生

二州、若狭各健康福祉センター管内に流通する食品、容器包装等の安全を確保するため、取去（行政）検査を食品衛生監視指導計画に従い実施している。検査内容は、食品衛生法・衛生規範および県の衛生指導基準等に基づく食品の理化学検査、ならびに細菌検査である。

区分	検査内容	
理化学検査	食品の添加物検査	合成保存料、合成甘味料、合成着色料、酸化防止剤、漂白剤、発色剤、溶出試験等
	容器包装の規格検査	溶出試験(重金属、過マンガン酸カリウム消費量、蒸発残留物、蛍光染料、着色料等)
	おもちゃの規格検査	溶出試験(重金属、過マンガン酸カリウム消費量、蒸発残留物、蛍光染料、着色料、ヒ素)
細菌検査	細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ属菌、クロストリジウム属菌、発育しうる微生物	

2. 環境衛生

敦賀市民間最終処分場に係る放流水、河川、地下水等の水質検査を実施している。また、「ふくいのおいしい水」に認定された湧水の水質検査および公衆浴場や旅館施設等におけるレジオネラ症防止対策を図るために循環式浴槽水検査を実施している。

事業	検査内容
敦賀市民間最終処分場の水質検査等	COD、BOD、pH、全窒素、塩素イオン、含水率、SS、透視度、電気伝導率
「ふくいのおいしい水」の細菌検査	一般細菌、大腸菌
循環式浴槽水検査 (二州・若狭管内)	大腸菌群、レジオネラ属菌、過マンガン酸カリウム消費量、濁度

3. 臨床検査

(1) 感染症検査

食中毒および感染症に伴う行政検査を実施している。

(2) HIV迅速検査

HIV迅速検査を月に2回、匿名・無料で実施している。

また、6月および12月は夜間に迅速検査を実施している。

4. 苦情処理検査

食品、環境水等の安全に対する一般住民からの苦情、相談等の発生時の苦情検査を実施している。

1. 食品衛生関係検査実施状況

(1) 収去検査検体数

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
春の行楽地食品衛生対策検査 対象食品：土産物食品	二 州	14	14	10	14	0
	若 狭	10	10	6	10	0
	合 計	24	24	16	24	0
	のべ検査項目数	68	43	35	51	0
夏期一斉取締り検査 対象食品：食品全般	二 州	35	35	33	34	33
	若 狭	29	27	27	27	27
	合 計	64	62	60	61	60
	のべ検査項目数	146	124	129	125	127
秋の行楽地食品衛生対策検査 対象食品：土産物食品	二 州	14	14	12	14	14
	若 狭	10	10	8	10	10
	合 計	24	24	20	24	24
	のべ検査項目数	42	39	50	50	46
食品添加物表示対策検査 対象食品：食品全般	二 州	5	5	5	2	2
	若 狭	4	4	4	2	2
	合 計	9	9	9	4	4
	のべ検査項目数	14	17	15	5	6
輸入食品検査 対象食品：輸入食品	二 州	3	3	3	3	3
	若 狭	2	2	2	2	2
	合 計	5	5	5	5	5
	のべ検査項目数	18	16	14	18	20
年末一斉取締り検査 対象食品：食品全般	二 州	34	35	35	35	35
	若 狭	27	30	30	30	30
	合 計	61	65	65	65	65
	のべ検査項目数	126	134	136	144	150
容器包装等の検査 対象品：容器包装, 若狭塗り箸	二 州	2	2	1	1	2
	若 狭	16	16	17	17	16
	合 計	18	18	18	18	18
	のべ検査項目数	40	38	39	40	39
おもちゃの検査 対象品：折り紙	二 州	1	0	1	0	0
	若 狭	1	0	0	0	1
	合 計	2	0	1	0	1
	のべ検査項目数	39	0	4	0	4
国体および行幸啓衛生対策 対象品：弁当そうざい	二州	0	0	8	0	0
	若狭	0	0	11	0	0
	合計	0	0	19	0	0
	のべ検査項目数	0	0	39	0	0
合 計	二州	108	108	108	103	89
	若狭	99	99	105	98	88
	合計	207	207	213	201	177
	のべ検査項目数	483	411	461	433	392

(2) 収去検査項目数

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 検 体 数		207	207	213	201	177
細菌検査項目	細菌数	142	144	150	145	119
	大腸菌群	59	60	55	60	51
	大腸菌	46	23	46	35	29
	腸炎ビブリオ	7	8	7	6	4
	黄色ブドウ球菌	85	59	81	46	64
	発育しうる微生物	2	2	2	2	2
	サルモネラ属菌	2	2	1	2	2
	クロストリジウム属菌	0	0	1	0	0
理化学検査項目	合成保存料	24	23	19	20	22
	合成甘味料	20	24	27	23	27
	合成着色料	18	23	20	14	19
	漂白剤	1	0	0	0	0
	酸化防止剤	5	3	5	5	5
	酸価・過酸化物价	0	0	2	2	2
	亜硝酸根	3	2	2	3	3
	容器包装・溶出試験	40	38	39	18	39
おもちゃ・溶出試験	39	0	4	0	4	
のべ検査項目数		493	411	461	433	392

2. 環境衛生関係検査状況

(1) 敦賀市民間最終処分場の水質検査

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 検 体 数		143	123	101	94	88
検査項目	COD	51	38	26	26	24
	BOD	31	38	26	26	48
	pH	59	23	22	26	24
	全窒素	27	37	22	21	24
	塩素イオン	97	103	64	60	60
	含水率	12	12	11	8	4
	SS	51	36	20	23	24
	透視度	124	87	76	72	72
	電気伝導率	72	103	90	86	84
その他	36	0	19	25	0	
のべ検査項目数		560	477	376	373	364

(2) 「ふくいのおいしい水」の細菌検査

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 検 体 数		24	24	26	24	24
項 目	一般細菌数	24	24	26	26	24
	大腸菌	24	24	26	26	24
の べ 検 査 項 目 数		48	48	52	48	48

(3) 循環式浴槽水検査 (二州・若狭管内)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 検 体 数		19	18	19	19	19
項 目	19	19	18	19	19	19
	19	19	18	19	19	19
	19	19	18	19	19	19
	19	19	18	19	19	19
の べ 検 査 項 目 数		76	72	76	76	76

3. 臨床検査状況

(1) HIV迅速検査

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
検 査 件 数	37	24	42	39	23